

平成31年3月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成31年3月4日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成31年3月4日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副町長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育長	川井 正一	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成31年3月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成31年 3月 4日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第1、一般質問を行います。
一般質問は通告順とします。
9番、松浦隆起君の発言を許します。

9番（松浦隆起君）

おはようございます。9番、松浦隆起でございます。通告に従いまして本日も3点にわたり一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1点目に、SNSと地域担当職員制度の取り組みについてお伺いをいたします。

昨年9月定例会において、ツイッター、フェイスブック、またラインなどのSNSの活用とWi-Fiの整備についてお伺いをいたしました。本日は、その後の取り組み状況、またラインを活用した情報収集の取り組みなどについて、地域担当職員制度の取り組みも含めてお伺いしたいと思います。

まずは、SNSの進捗状況についてお伺いをしていきたいと思っております。昨年9月定例会において、ツイッター、フェイスブック、ラインを活用しての行政情報の発信についてお伺いをいたしました。町長からは「行政情報としてのフェイスブック、ツイッターの利用に関しては、今年度検討を進める中で、来年度のスタート時点で立ち上げることを目標にしながら、プロジェクトチームの中で検討、協議を進めていきたいと考えております」という答弁をいただいております。そこで、その後の進捗状況、また見通し等について、まずお伺いをしたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。SNSの行政情報の発信のあり方についてにおきましては、昨年ですね、9月議会以降、実際にはプロジェクトチームの発足は、活動はですね、11月からはなりましたけれども、庁内の、役場ですね若手職員6人ということで構成をさせていただいて、その中にはチーム佐川推進課の広報の発信の担当の職員も含まれておりますが、そのプロジェクトチームのほうで検討をしまいつて

おります。

月2回ぐらいのペースでですね、会合を2時間程度開いて、まずは、1つはですね広報さかわ、紙面になりますけれども広報さかわの見直しについてですね、今載せている情報とかっていうのを一旦洗い出しをして、その対象とか内容とか時期等を整理をして、プロジェクトチーム、自分たちが考える広報紙というのはどういうことがいいかということで検討を、それをまず中心に進めておりました。それが2月までの作業ということでかかりまして、実際、SNSの検討、情報発信のあり方については、この3月でですね、話を進めることになっております。

その3月末のですね、6人の話の中でですね、取りまとめをして、町長に報告をすることになります、それを受けて新年度、4月以降ですね、行政情報の、広報さかわの見直しも含めて、あとホームページのほうの見直しもあります、その他、フェイスブック等のですね、インターネット、SNSの活用について、具体的に新年度から動きを進めていくということで、現時点でですね、そのプロジェクトチームの話がまだ取りまとめができておりませんので、それを受けてから、話を具体的に、チーム佐川推進課を中心として進めていくということになります。

現時点での動きは以上になります。

9番（松浦隆起君）

11月から月2回の会と言いましたかね。そのSNSについては、この3月に行うと。ちょっとどう言うていいのか、11月から2月として、8回行っている中で、この検討が全く出されてない、先に広報のほうを先行していたのかもわかりませんが、先ほど紹介しました町長の答弁からいくと、やろうと思えばきょうからでもフェイスブックというのは立ち上げられますが、少し、その検討がどうなのかなというふうに思いますが。先ほど課長の、進めますという答弁でしたが、具体的に、このフェイスブック、ツイッター、両方やるのか、フェイスブックだけとかツイッターだけとかということはあるのかもわかりませんが、それを開設する方向で考えているのかどうかを、もう一度ちょっと答弁いただけますか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。いずれにしてもですね、このSNSのですね、行政情報の発信については、取り組む方向で考えております。

9 番（松浦隆起君）

そしたら、立ち上げるということで理解していいですかね。

わかりました。じゃぜひ、全国の自治体の中でも先進的な取り組みであるとか、またいろんな発信をしているところは、やはりこのフェイスブック、ツイッター等を有効的に活用している自治体が多いですので、ぜひ、そういう形で開設をして、さまざま取り組んでいただきたいと思います。

次に移りたいと思いますが。なぜ、冒頭に聞いたかということ、後でこのラインというのもお伺いをしますので、SNSを取り組もうとしてるかどうかということ、特にその取り組みも変わって来ると思いましたので、まず冒頭でお聞きをしました。

一旦、この地域担当職員制度のほうに話を移したいと思いますが、昨年の3月定例会におきまして、下川議員のこの地域担当職員制度の質問に対して、「会計年度任用職員制度の実施に向けての取り組みを優先させなければならないと考えており、地域担当職員制度については、その役割等について十分認識はしておりますけれど、これらの今後の業務のほうを見ながら引き続き検討のほうをしていきたいと、現在のところは考えております」という答弁がなされておりました。当初は、28年度から30年度に検討する計画になっていたと思いますが、この答弁を聞く限りでは、後退をしたのかなあという印象も受けました。

この地域担当職員制度につきましては、私も、前町長、榎並谷町長のときに、平成22年の3月、それから24年の6月、それから27年の6月と、3度にわたりまして、この地域担当職員制度につながる取り組みを質問させていただいております。

このきっかけは、当時、町民の方から、協働のまちづくり、当時は協働のまちづくりということで進めておりました。そう言いながら、職員の姿がなかなか地域で見えないという声が町民の方から聞こえておりました。そういったことを受けて、この定例会において、22年の3月に初めて私が地域担当職員制度の取り組みを提案をいたしました。ただ、導入までには十分な準備が必要でありまして、その意味では、若干ハードルが高い部分もあるかもわかりません。今まだ本町でも導入をされていないということから見ても言えるかもわかりません。

そういうことから、私は、この地域担当職員制度の前段的な取り

組みとして、まずこれをしてください、どうですかという提案をいたしました。それは、佐川町在住の職員の方は、それぞれ各地域、自治会に住んでおられるわけで、そこで、職員の方が日常生活の中で、自分の住む地域の環境に目を配っていただいて、お仕事に来られるなら、朝夕、自分の道を通るわけで、そういったさまざまな自分の地域、自治会の情報、道路等の修繕が必要かどうかの状況、そういったこと、また地域の要望等を、ある一定、報告書のような様式に沿って、2カ月に1回なり、3カ月に1回でも上げるような、そういった仕組みをとってはどうかということをご提案をさせていただきました。

この地域担当職員制度の本来の目的は、地域と行政のパートナーシップ、住民と行政の協働のまちづくりを推進するために、各地域に数名の担当職員を配置をし、その地域と行政のパイプ役となるというものであります。

活動として、担当地域の総会や地域行事に参加、それから地域からの要望などへの対応を行うと。その本来の目的からいえば、この地域担当職員制度という、今、なかなかそこへ入っていけない、その形をとることができないということであれば、今申し上げましたまずは、そういう自分の地域の声を上げていくというのも有効ではないかと思えます。

当時、質問した折は、さまざま、いろんな理由があって、なかなかそれに取り組めないということもお聞きをしましたが、再度検討をいただきたいと思いますが、この点について、お考えをお伺いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。地域担当職員制度につきましては、先ほどの松浦議員のお話のとおり、平成28年度から30年度の期間で検討するという予定にしておりました。28年度につきましては、一定の検討のほうは行われておりますけれど、29年度は例規集のホームページ公開、そして平成30年度、本年度におきましては、会計年度任用職員の検討というほうを優先させていただきましたので、地域担当職員制度におきましては29年度30年度において検討のほうはなされておられません。

平成31年度におきまして、地域担当職員制度につきまして、主に検討したいというふうに考えておきまして、その検討の中で、地域

担当職員制度としての、ここ取り組み自体がなかなか難しくまだ期間がかかるということでありましたら、先ほど松浦議員のお話にもありましたようなそのような前段での検討ということも含めて取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

わかりました。ことし 31 年度に、具体的に検討をするということのお話でしたので、最初の話が、私が質問をして、それから下川議員も 3 回ほど質問しているんじゃないかなあというふうに思いますが、数年にわたってたびたび質問が出ておりますので、できるだけ早急に結論を決めるための検討をしていただいて、31 年度に、どちらにしても結論を出していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、通告をしております、ラインを使用しての情報収集ということでお聞きをしたいと思います。この取り組みは、簡単に言えば、先ほど提案させていただいた各地区の、特に、そういう道路でありますとか、そういったものの情報を収集するツールとしてラインを活用するというものであります。実際に取り組んでおります自治体の例を紹介をさせていただいてお話ししたいと思います。

兵庫県の芦屋市というところでは、今年の 10 月から、スマートフォンアプリのラインを活用した道路や公園の不具合に関する市民通報システムというものをスタートして、活用されております。市民の方は、この芦屋市のラインページで友達登録をした上で、地域の道路や公園などで、路面に穴があいているでありますとか、公園の遊具が少し、故障しているんじゃないか、とそういう情報をその場所を撮影した写真、それから位置情報とともに市に送信をします。それを確認した市が解決する流れになっております。途中経過についても、このお知らせいただいた方に途中状況を報告をし、大変、今、好評のようであります。

開設した 10 月は、道路が 57 件、公園が 13 件。11 月は、道路が 23 件、公園 12 件ということで、市は一旦、窓口となる課で受けて、その後、それぞれ担当課と連携して対応しているということでございます。消えていた、佐川町で言うと防犯灯であると思いますが、この公益灯が直ったというような解決例もさまざま相次いでおりまして、感謝の返信も届いているようであります。

昨年 12 月 25 日現在で、この芦屋市のラインの友達数は 529 人と

ということのようで、道路課の方のお話では、電話での要望では、不具合がある場所の特定に時間がかかり、損傷の程度が現場に行くまでわからなかったが、このラインだと現場の写真、また位置情報も送られてくるので、スピーディに現場に急行でき、あらかじめ持つて行く装備も検討がつくということのようであります。

今、芦屋市の例を挙げましたが、非常に有効な、これは取り組みではないかなあというふうに思います。そしてまず、一番予算がかからないということなので、取り組みやすいのかなと思います。私も、町民の方から、さまざま要望をいただいて、特に産業建設課のほうにつなげさせていただいて、対応をしていただいておりますが、中には、何年か修繕が必要な状態のまま、そのままになっていたというところも多々ございました。役場の担当の方が、町内を、全域を常にパトロールする、できるかということ、それは不可能に近い。そういうことからいえば、このラインを活用して、町民の皆さんの力もお借りをして、地域の情報をラインを通じて提供してもらおうということは、非常に有効だと思いますので、ぜひ、取り組んでいただきたいと思いますが、この2点について、お考えをお伺いをしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。兵庫県の芦屋市の分の取り組みについては、申しわけございません、ちょっと承知をしておりませんでした。今、松浦議員のお話を伺いますと、取り組みとしては有効な部分があるかというふうに考えております。

今後につきましては、今、検討しておりますSNSの活用状況等も踏まえて取り組んでいけますように考えてみたいというふうに、現在のところは思います。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

ぜひ、SNSを検討するということですので、その中で、このラインの通報システムというのをぜひ、取り組んでいただきたいと。今、前向きな御答弁いただきましたので、システムということで総務課ですので、これは産業建設課長には答弁を求めませんので、安心してください。ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

マイキープラットフォーム構想の取り組みについてお伺いをい

たします。

このマイキープラットフォームという言葉は、余り聞き慣れない、それは何ぜよ、今初めて聞いたという方もたくさんおられると思いますが、マイナンバーカードの本人確認機能をもとに設定するマイキーIDを活用して、行政サービスの効率化や地域活性化を図るのが、このマイキープラットフォーム構想と呼ばれるものであります。この構想により、公共施設の利用カードを1枚にまとめることができるほか、買い物などで使える自治体ポイントと民間のポイントを合算する仕組みなども考えられております。

現在、政府では、本年31年の10月1日の消費税率引き上げに伴う対応策について検討が進み、プレミアムつき商品券事業やキャッシュレス決済によるポイント還付制度などの実施が決定されております。さらに、これらの支援策に続いてマイナンバーカードを活用したプレミアムポイントの付与も実施されることとなっております。これは、マイキープラットフォームを活用して発行される自治体ポイントへ国がプレミアムポイントを付与する仕組みであります。

このマイキープラットフォームを活用している自治体は、現在、全国で70程度でありまして、2019年度はその準備年度と考えられており、各自治体におけるマイキープラットフォームへの理解、取り組みが急務となっております。

本日は、本町におけるこのマイキープラットフォーム構想への取り組み状況、それから今後の見通しについて、確認も含めて、るるお伺いをしたいと思います。

国においては、先ほど申し上げましたが、消費税率引き上げに伴う反動減対策として、3つの消費活性化策を実施することとしており、2019年度には、プレミアムつき商品券の発行、クレジットカードなどのキャッシュレス手段による買い物に対するポイント還元というものが実施をされることになっております。

さらに2020年度には、マイナンバーカードを活用した消費活性化策が実施をされる予定と聞いております。そこでまずお伺いをいたしますが、これらの施策に対する準備状況というのはどのようになっているのか。また、情報収集というものをどこまでされておられるのか、まずお聞きをしたいと思います。

町民課長（和田強君）

おはようございます。松浦議員の御質問に、私のほうから答えさせていただきます。

まず、マイキープラットフォーム構想についてですが、先ほど、議員がおっしゃられたように、マイキーIDを設定したマイナンバーカードを介しての行政の効率化であったり、地域経済の活性化を行うというふうに認識しておりますが、現時点では、この分については具体的な取り組みはございません。

3月の20日に、消費税引き上げに伴う対応策についてのブロック会議が開催され、そこですで具体的なことについて説明があるかと思しますので、その説明を踏まえて今後、庁議等でその理論について議論を深めていきたいと考えております。以上です。

9番（松浦隆起君）

分かりました。そしたら、今月その会でお話を聞くということのようですので、2019年度、2020年度、時間のない中での対応になると思いますので、よろしく願いをします。

それでは、先ほどの活性化策の中のプレミアムつき商品券の発行についてお伺いをしたいと思います。消費税、地方消費税率10%への引き上げ、これが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、プレミアムつき商品券の販売が、国の全額補助によって実施をされることになっております。

そこで、購入対象者、購入限度額、販売時期など、概要について、まずお示しをいただきたいと思えます。

産業建設課長（田村正和君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

プレミアムつき商品券の事業の概要についての御質問でした。まず、目的は先ほど松浦議員のおっしゃられたとおりということで、消費税の引き上げによって消費に与える影響の緩和、それから地域における消費の喚起、下支えするための低所得者と子育て世帯向けのプレミアムつきの商品券ということです。

対象者についてですが、まず、2019年1月1日現在時点での住民のうち、2019年度の住民税が非課税である方、その中に、住民税課税者と生計が同一をされている配偶者、扶養親族、生活保護受給者は除くとなっております。

続きまして、2019年の6月1日時点の住民のうち、2016年4月2日以降に生まれた子供さんがいる世帯ということが対象となっております。

それから、商品券の利用できる額についてお答えをしますと、まず、非課税世帯の方につきましては、購入額が2万円で、プレミアムとして5千円、合わせて2万5千円が利用できると。それから子育て世帯向けの利用券ですけども、これは購入額2万円で、利用額は2万5千円。5千円のプレミアムと。子育て世帯につきましては、先ほど言いました子供さんのいる数の分だけ買えるということでございます。

それから、使用できる期間でございますけども、本年度の10月1日より予定をしております。

あと、今後のスケジュールになりますが、まず非課税者の方に対しては、6月からですね、対象者への個別の広報活動をさせていただきまして、7月から希望申請を受け付けをさせていただきます。その後、要件を確認させていただいて、9月ごろからですね、購入引換券を配布をして、10月から商品券を買えるということ、予定です。それから子育て世帯につきましては、同じく6月からですね対象者を抽出しまして、購入引換券を9月ごろから送付をして、10月から商品券を買えるようにしたいと、準備をする予定でございます。

プレミアムつきの商品券の概要につきましては、以上でございます。

9番（松浦隆起君）

今、丁寧に概要についてお示しをいただきました。この購入の対象者の中で、特にこのゼロ歳から2歳の子育て世帯について、少しお聞きをしたいと思っております。このゼロ歳から2歳の対象というのは、国は、自治体の税務に合わせて、6月1日を基準に抽出したというふうに聞いております。また、学年も基準ということで、2016年4月2日から本年の6月1日に生まれた子供のいる世帯ということでもあります。

ただ、ここで気になるのは、この基準日でありまして、このゼロ歳から2歳という対象にもかかわらず、6月2日以降に生まれた10月の引き上げ時を1つの起点とすると、6月2日以降に生まれた10月引き上げ時のゼロ歳児というのが対象から外れるということになるわけで、このことについては、高知新聞の記事にもこのことが

出されておりました、不公平感も生じそうだというふうな記事の内容になっておりました。国がこの6月1日に基準日を定めた理由の1つには、商品券販売に向けて膨大な事務作業が要るためだというふうに聞いております。

ただ、このプレミアムつき商品券の概要を決めるなかで、一方で国は、この商品券使用開始の目標日としている10月1日にできる限り近い基準日を定めるべきだということも書いております。ただ、そうは書きながら、その事務量の度合いを考慮して、6月1日に最終的に決めたということでありまして、ただ、この子育て世帯の支援という観点から見れば、やはりこのゼロ歳児というのは何かとお金がかかるわけで、できる限り対象にしてあげてもらいたいというのが、正直な感想であります。本町の出生数は、現在、年間大体約80名ぐらいではないかというふうに聞いております。単純に、これは月割りをしてそのとおりに生まれるというものではありませんが、単純に月割りをしたとすると、1カ月に6人から7人ぐらいのお子さんが誕生しているということになると思います。

仮に7人として、6月から9月の4カ月で、約30人弱ぐらいが誕生することになります。本町において、仮に、この30人分を商品券発行の対象にするということは、大きな自治体ではありませんので、事務的にそんなに難しいことではないのかなあというふうに、個人的には感じております。事務を担当する職員の方の感想はまた別かもわかりませんが。当然、この国の基準外で行った場合、その財源というのは、本町の持ち出しということになるのではないかなと思います。先ほど課長からもお示しいただいたプレミアム分5千円、この5千円を30人分で計算すると15万円ということで、そんなに多額なものではないと。ぜひ、基準日を10月1日にできるだけ近い日に設定をしていただいて、対象者を少しでも拡大をしていただいて、子育て応援の町宣言をしている本町でありますので、ぜひその目的に即していただきたいと思っております。

この販売期間は、本年の10月から来年の2月ごろまでだと思いますので、少し、その6月以降、9月までの方は少し窮屈かも分かりませんが、日程的に、買える時期が。その時期内には販売ができると思いますので、ぜひ、そういった判断をしていただければというふうに思っております。

なぜ今回、こういう提案をするのかというのは、1つ経験という

か、理由がございまして、2009年に実施をされました、今から約10年前ですか、定額給付金と子育て応援特別手当というものがありました。その支給の折にも同じようなことがございました。国の定めたその基準によりまして、1人はある高齢者の方が、本来なら支給されるべき方が定額給付金の対象からはずれておりました。子育て応援特別手当についても、同じ学年の中で支給される子供と、支給されない子供が出てしまうという公平感に欠けることになりかけておりました。当時、国にも問い合わせをして、変えてもらいたいという話もしましたが、単年度の事業であり、また、もう給付も始まっているので、今から変更はできませんという回答をいただきました。

私は、この現状を当時の榎並谷町長に相談をしてお話しをさせていただいて、ぜひ本町独自でも支給をしていただきたいという申し入れをさせていただきました。当時、榎並谷町長も、行政の事務というのは、これは本来、国がこれやっていることだけれども、公平性にやっぱり欠けるということから、公平性が大事だということで、佐川町独自で、その分は支給しましょうということで、国の対象から外れたそういう方たちへの支給を決断をさせていただきました。

私は、これは大げさではなくて榎並谷町長の英断だったと今でも思っております。支給された方々、当時、大変に喜んでいただいて、子供さんを持っておられる方、またその高齢者の方等も本当に喜んでいただきました。本町は、こういった町民の側に立った取り組みを、このときに行ってきたおられますので、そうった歴史も考えていただいて、事務的に可能、不可能もあるかもわかりませんが、ぜひ、この対象者の拡大というものに取り組んでいただきたいと思っておりますが、この点について、お考えをお伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきまして、ありがとうございます。松浦議員から、より具体的な提案をいただきました。町の執行部としましても、その不公平感という点につきまして、少し議論もさせていただきました。例えば、9月30日という基準日を設けたとした場合にはですね、10月1日に生まれてきた子供はですね、同じ学年であっても支給されないということになります。ですから、何を持って公平とするかという部分が大変難しいところではあります。ただ基準日は、いずれにしてもどこかで設けなければいけないと。2016年の4月2

日からというその国の基準もですね、じゃ4月1日に生まれた子はもらえないよねということになりますので、基準日を決めるということの大変難しさを感じているところであります。

ただ、松浦議員から、より具体的に人数も提示をしていただいでですね、金額的には15万円ぐらいだろうと。今の出生数からいけばですね、そのとおりだということになりますので、改めてきょうの御提案を受けて、執行部として至急ですね、また協議検討をして決定をしたいというふうに考えております。御提案ありがとうございます。以上です。

9 番（松浦隆起君）

町長おっしゃるとおり、この基準日というのは、決めると、その時点で対象になる人、ならない人、9月30日、10月1日ということもあります。ただ、1つには、消費税が10月1日からという、その部分で了解していただけるのかなあと。基準日でいうと、この2016年の4月2日ということで行くと、ゼロ歳から2歳というとなりながら、若干3歳の、なる子も含まれる、実際は。ということになるので、町長言われるとおりその基準日というのは非常に難しいんですが、10月1日ということまで理解をしていただいで、ぜひ、少しでもそういうことになるように検討をしていただけるといことですので、再度お願いをしたいと思います。

それでは次に、このマイキープラットフォームの取り組みに話を移したいと思います。

2020年度に実施するマイナンバーカードを活用した消費活性化策は、2017年度から事業がスタートしているマイキープラットフォーム等を活用した自治体ポイント事業のシステム活用を基本として実施される見込みというふうに伺っております。

平成29年度以降、総務省から事業参加の呼びかけがあったのではないかと思います。先ほども3月に会が行われるということでありました。その会の中でもお話が出るかもわかりませんが、マイキープラットフォーム運用協議会というものがございます。ぜひ、それに参加をしていただくことを検討していただきたいと思えます。

今、この運用協議会には、全国270の自治体が参加をしております。県内では南国市、須崎市、田野町、大豊町、中土佐町、三原村という市町村が既に参加をしております。本町は、今まで余りお

話聞いてなかったと、初めてこの3月に聞くということですが、既に参加している自治体がありますので、その差はどこでどう生じたのかなというふうに思いますが、この運用協議会等に参加をしていただければと思いますが、御答弁を、ちょっとしにくいかもわかりませんが、お願いしたいとおもいます。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。このマイキープラットフォームの運用協議会、今、松浦議員がおっしゃられたように、県内の参加市町村は6市町村ということでございます。これにつきましての参加についての調査というものが2月にございまして、そちらのほうのお答え自体が、参加済み、参加予定、検討中と、三択ということでありました。佐川町においては、この調査のほうにおいて検討中というところでお答えをさせていただいておるところです。

県下の状況のほうを県のほうに確認いたしましたところ、先ほどの参加済みの6市町村のほか、参加予定となっておるのが3市町、そして残り25市町村が佐川町と同様に検討中と。高知県のほうもまだ検討中というような状況でありました。こちらのほうにつきまして、さらに県のほうに確認しましたら、随時の加入も可能であるということもありましたので、今後はこの取り組みについて検討していく中で、参加するという結論になれば、参加していきたいというふうに考えております。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

ということは、この6市町村は、いち早く情報を入手をして取り組んできたということなのか、総務省は29年度に通達をしているということですので、それはどこかでとまっていたのか、ちょっとその辺が定かではありませんが、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

このマイキープラットフォームというのを活用すれば、図書館等の公共施設カードのワンカード化やシステム構築をしなくても健康ポイント事業なども可能になるというふうに言われております。この、特にマイキープラットフォーム構想の中心となるのが、自治体ポイントの活用でありまして、この自治体ポイントをためる方法は、主に2つあります。民間のクレジットカードやポイントカードのポイントや航空マイレージのポイントを自治体ポイントに変換する方法、それと地域でボランティアやイベントなどに参加をして

ためる方法がございます。

以前、何回かお伺いをしておりますが、ボランティアポイント制度、この取り組みも、こういった中に組み込めるのではないかと思います。このためたポイントは、本町が決めたお店等で使っただけだったり、それからオンラインショップでも使うことができ、現時点でも当然可能になっております。既に、南国市、田野町、中土佐町でも取り組んでいただいているようで、それぞれの町の特産品を販売をポイントで販売をするということを行っております。

熊本県の小国町というところでは、この自治体ポイントの名称に慶応義塾大学の医学部を創設をして、初代医学部長となった北里柴三郎さんの名前を冠した、小国町北里柴三郎ポイントというふうに名称を決めて、地域の住民に愛着を抱いていただくとともに、全国的な知名度の向上を目指しているということでもあります。

来年度に実施されるこのマイナンバーカードを活用した消費活性化策は、国民が好きな自治体ポイントをクレジットカードなどで、選んで購入をしたり、またその一定割合についてプレミアムポイントを国費で上乘せするという事も聞いております。

本町の経済活性化のために、この地元の住民の方々に加えて、ほかの地域からも資金を呼び込んでくる可能性もある、こういう機会になるのではないかと思います。さらに寄附口座を設けておけば、子育て支援等の寄附を集めることも可能ではないかなあと。新しい形のふるさと納税ということになる可能性も秘めているというふうに考えております。

その意味では、各自治体の工夫でいろいろな使い方が可能になる事業だと思えます。先ほど申し上げましたポイント、各自治体の中でためるボランティアをしたり、どういうことでポイントを差上げるのか、ボランティアをしてもらう、いろんな事業に参加する、いろんなイベントに参加する、そういうメニューも当然、本町の中で組み上げていかなければなりません。本町において、そういう工夫をした上で行っていく事業で、本町においても今後の政策展開に当たって利活用していくべきではないかなと思えますが、この点についてお聞きをしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。冒頭で町民課長のほうからもお答えさせていただきましたとおり、現在、まだ検討のほうがなされてお

りませんので、そのような話も含めて、今後、庁議等の中で議論を深めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

ぜひ早急に進めていただいて、もう時間が、本当にないと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、このプラットフォーム構想をやる中で、非常に大事なものとなるのが、このマイナンバーカードでございます。

自治体ポイント、それからプレミアムポイントの利用に当たっては、このマイナンバーカードを住民の方々に取得をしていただいて、マイキーIDというのを設定をしていただく必要がございます。今後、このマイナンバーカードを健康保険証として利用することも決まっているというふうにお聞きをしております。そういうことから、より円滑にマイナンバーカードを発行する必要があると考えております。

事前に、町民課長のほうにお話をお伺いをいたしました。町民課の窓口には、マイナンバーカードの発行手続きができるパソコンがありまして、カード用の写真もそのパソコンで撮れるということで、私も全然知りませんでした。で、見せてもいただきましたが、ただ、課長にも申し上げましたが、そういうことができるということが、余り広報されてないのではないかなあと。そのパソコンの場所にもそのマイナンバーカードの取得を呼びかける、そういう掲示と申しますか、ポスターと申しますか、そういうものも掲示されておられないので、一見したら、パソコンが座っていると。画面があるというだけなので、せっかく、そういうことができるのであれば、みんなに呼びかけるようなものをしてはどうですかということもお話をさしていただきました。もう少し工夫があったほうがいいのかなあと。

自治体の中には、1カ月に1度のペースで、マイナンバーカードの特設窓口というものを役場また市役所等の本庁舎、また出張所など、そういうところに設けて、広く呼びかけて、多くの方が利用して申請数が増えているというところもございます。

また、マイナンバーカードの申請機能を備えた証明写真機、これはコンビニ等にもございますが、そういったものを庁舎内に設置をして、利用者の利便性向上と申請数の向上に取り組んでいる自治体もございます。

課長ともお話しをしましたが、このマイキープラットフォーム等が出てきて、マイナンバーを今よりもたくさんの方に取得をしていただこうとなると、当然、申請に来たときに職員の方がかかわらなければならない。そのかかわる数が増えていったら、今のように、受け付けできるパソコンのところへ1人がついてずーっとやるというのは、なかなか難しいのではないかと。自分でやっていただくこういう写真機というのも設置をしておけば、わからないときだけ行って、少し案内をしてあげるということで済むのかなあというふうに思いますので、こういうこともぜひ考えていただければと思います。

そこで、現在の本町におけるマイナンバーカードの発行率、それからこの取得率の向上に向けての取り組みについて、今るるお話ししましたが、お考えをお聞きをしたいと思います。

町民課長（和田強君）

私のほうからお答えさせていただきます。まず、普及率についてですが、10月末現在ではありますが、6.62%ということになっております。やはり、現時点では、利用するのにマイナンバーカードを提示するときの使用を除けば、写真つきの身分証明書と、あと確定申告等をですね、インターネットで行うために、今、使用できる、現状は、ことぐらいということもあってですね、現在、普及率は伸び悩んでいる状況ではないかなあと思います。

先ほど、議員のほうからおっしゃっていただきました、端末のところへの掲示につきましては、この間お話しをいただいた後、担当係のほうともですね、話をして、ちょっといい方法でというのはですね、検討していこうと考えております。

また、広報でですね、12月広報だったと思いますが、この申告に合わせて、このマイナンバーカードの申請の窓口のほうでお手伝いさせていただくというのをですね、出させていただいて取り組んでいたということ等もございしますが、先ほどおっしゃっていただいたように、自治体ポイント等をですね活用することになってくると、マイナンバーカードが必要になってきますので、それまでの間に、できるだけ取得していただけるように、住民に周知を行ってですね、普及率を上げていきたいなというふうに考えております。以上です。

9番（松浦隆起君）

今よりも申請、取得を上げていくわけですが、その申請がそうな

ると、増えてこないといけないというふうに思いますが、先ほど申し上げましたが、その、今のパソコン1台の対応で、可能なのかどうか、先ほど写真機ということも少しお話ししましたが、その点についてはいかがでしょうか。

町民課長（和田強君）

お答えさせていただきます。マイナンバーカードの作成方法としては、郵送以外でいいますと、先ほどおっしゃっていただきました街角にある証明写真機からの申請、これはもうそのままダイレクトに申請できます。

あと、自宅からのパソコンからも申請できまして、あとスマートフォンからの申請という、この3つがベーシックなやり方になってまして、それ以外に、役場の端末も利用できます。そういうことになっています。

街角にあるその写真機につきましては、町内にもですね、ちょっと全部は把握できておりませんが、申請のできる写真機等をですね設置している量販店等もございまして、その設置状況なんかも把握しながら、あと、そちらのほうでも申請いただける方はですね、こうして申請していただいて、そのような状況を見ながら、先ほどおっしゃっていただきましたその、役場への証明写真機の設置が必要なのかどうかというのもですね、今後、状況を見ながら他の団体の取り組み等も参考にしながらですね、検討していきたいなと思っています。以上です。

9番（松浦隆起君）

このマイナンバーカードの、今6.62%で、当然そのプレミアムポイントであるとか、国からのそういうものを受けていただきやすくするのも1つ大事なことだと思います。

そのためには、このマイナンバーカードがないと、先ほども言いましたが、恩恵を受けられないわけで、どうやったらそれを今、6.62%をパーセントを上げていくかということを取り組んでいかなければならないので、今、課長がおっしゃいました町内のコンビニ等にもある、どこどこにもある、それはそれでいいですが、そうであるならば、それをしっかり広報等でお知らせをして、こういうところで申請できます、こういうやり方で申請できますということを広く案内をすることをしないと、あそこに、今、この間お伺いしてお話しをしたときにも、そういうお話をされてましたが、あそこにある

からあそこに行ったらできるよというのは、その気がある人はやりますが、今の状況だから6.62%にとどまっているわけで、それを上げていくにどうするのかということを考えていきませんかという提案を、今、しているので、例えば庁舎内にあれば、来たときに、あそこにあるのであそこ申請していきませんかと声をかけることができるわけで、具体的に、どうやったら取得率を上げていくかということを考えていただいて、もう答弁は構いませんが、町内のそういう民間のお店に設置しているものを活用したらできるということであれば、そういうこともきちんと提示をするなり、地図にポイントをつけて広報の1ページを使ってお知らせするなり、そういうところまでの工夫がないと、なかなかこの7%ぐらいのやつを順々に上げていくというのは難しいと思うので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

これは、今後必ず必要になってくる、まだあんまり多く言われてませんが、だんだんとこの消費税引き上げが現実にならびてきて、その恩恵がこうなりますよということ国は多分、言うと思います。

そういったときに、どうやったらそれをもらえるんですかとなったときに初めて、マイナンバーカードを持ってないとじゃあ受けらんがやねと、慌てるようになるということになるので、それを見越してできるだけ早く手を打っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

これについては、これで終わらせていただきます。

3つ目の質問に移ります。

持続可能な開発目標、SDGsについてお伺いをいたします。

この質問につきましては、昨年3月の定例会で御質問させていただいて、前回質問の折に、事細かくお話しをさせていただきましたので、詳しくは申しませんが、今一度確認すると、このSDGsというのは、貧困、格差、気候変動、そういう課題解決に向けて、国連加盟国が2016年1月から2030年末の達成を目指して取り組む、持続可能な開発目標のことです。

貧困や健康、福祉、教育、気候変動など17の目標、ゴールを169のターゲットで具体的な目標として具体化をしていくと。このSDGsの17の目標については、前回申し上げておりますので、一つ一つは言いませんが、現実的に、この目標を達成しようとするれば、自治体や企業、現場に即した場所での取り組みというものが必要不可

欠であります。この目標は、自治体運営において必要な観点であり、実際の事業実施に大きく関係をしていることが多く含まれております。

大事な点は、誰一人取り残されない持続可能な社会の実現を目指すという点でありまして、言いかえれば、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりと言えます。そういう自治体、企業が増えることで、大きな規模での持続可能な社会が実現するのではないかと思います。

一昨年の12月定例会で、堀見町長からは、佐川町でもこのSDGsの目標を大切な視点として捉え、佐川町らしい持続可能な幸せなまちづくりのために、総合計画に掲げた各施策を実施をしていくという表明をしていただいております。あわせて自治体SDGsのモデル事業の公募への応募もしていただきました。

ただ、残念なことに選定からは漏れたということではありますが、応募したその事業については、今回の行政報告にも町長からございましたが、地方創生交付金事業を活用して実施をするということになっているようであります。SDGsのモデル事業にしようとしていた事業が継続をされることになったのはよかったことだというふうに思いますが。

ただ、少し気になっている点は、この選定から漏れたということで、このSDGs自体の取り組みが弱くなっていくのではないかなあと。また弱くなっているのではないかなという点であります。このSDGsの取り組みは、持続可能なまちづくりを行っていくためのもので、そのためのゴールとターゲットを定めて事業を行うというのが本来の姿だと思っております。そういった点から言えば、モデル事業に選定されれば当然、交付金、補助金等がつくわけですが、選定される、されないということは、本来の目的からいえば、実はそんなに重要なことではなくて、いかに地に足をつけた事業を継続的に本町の中で行っていくことができるかということだと思いません。

そういう点からいっても、今、町長から今回、報告がありました地域ぐるみふるさと学シティプロモーション事業、その以外のものも、1つでも多くのゴールとターゲットを定めて取り組んでいただければというふうに思います。

そこで、今後のこのSDGsの進め方について、どのようにお考

えになられているのか、まず、お伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。松浦議員がおっしゃいますように、SDGsの視点というのは、幸せな佐川町をつくっていく上でとても大事な視点だというふうに思っております。地域ぐるみふるさと学、教育の部分以外につきましては、もうずっと地方創生の事業で続けてきております自伐型林業の推進、この取り組みをしっかりと継続をしていくと。持続可能な森林経営のあり方をしっかりと構築をしていくということが大切だなというふうに思っております。

また、今、町民課の所管の業務であります。一般廃棄物の焼却につきましては、徳島県の上勝町が、大変モデル的な取り組みをされておりますので、焼却ごみゼロに向けた取り組みを高吾北3町で長い視点で、長期的な視点でしっかりと検討して取り組んでいきたいと思いますというので、今、話をしております。

また、住み続けられる町づくりという観点から、今、さかわぐるぐるバスの運行も開始しましたが、しっかりと住民の皆様の移動の足ということで、継続をしてですね、取り組んでいくということで、皆さんの幸福度、移動の手段を可能なものにしていきたいというふうに思っております。

あと、福祉的な取り組みにしましても、安心生活支援センターですとか、地域支援ネットワーク、佐川町がしっかりと取り組み続けてきた福祉的な取り組みもですね、誰一人取り残さないという視点でとても大切だというふうに思っておりますので、今取り組んでいる事業を確実にしっかりと継続をしていくということが大切だなというふうに思っておりますので、また、御理解をいただければなというふうに思っております。以上です。

9番（松浦隆起君）

このSDGsの、SDGsアワードという、いろんな全国の取り組みをされている中から優秀な取り組みを表彰するというのが、2018年行われておりますが、今回のこのSDGsアワード、先ほど町長がごみ処理のことを言われておりましたが、受賞された中の唯一の自治体が、ちょうどそのごみ処理の取り組みで受賞をされておりましたので、ぜひ取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

前回、質問の折にも何点か例を挙げさせていただきましたが、今回改めてその中で2つ、もう一度提案をさせていただきたいと思いますが。

1つは、ユネスコスクールについてであります。前回も申し上げましたが、ジャパンSDGsアワード2018の特別賞に輝いた八名川小学校の校長さんであります手島さん、この方がこのSDGsにおける教育の重要性について、17項目の目標の中で、その中心にESD、エデュケーションの意義を忘れずに人を育てていくんだということを大事にさせていただきたいと言われておりまして、このESDとは、持続可能な開発のための教育という意味であります。

その実践をしている取り組みが、ユネスコ・スクールになります。継続してSDGsの取り組みを行っていくためには、職員の方も含めて、町民の方にその意義を理解をしてもらい、また協力者になってもらい、また後継者にもなってもらうということが大事な点であります。

そしてその中心に、子供たちこそいていただかなければならないと思います。平成21年の定例会において、このユネスコ・スクールの参加を提案をさせていただいておりますが、少し時期が早すぎたためか、取り組みには至っておりませんが。前回も提案をさせていただきました。この機会に、このユネスコ・スクールの参加にも、ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

2つ目は、食品ロス削減の取り組みであります。これにつきましても1度質問をさせていただいておりますし、前回もお話をさせていただきましたが、まだ具体的な取り組みには至っておりませんので、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

昨年12月に、国立国会図書館の調査シリーズの中で、食品ロス対策の現状と課題と題するレポートが発表をされました。この中で、自治体における食品ロス削減の取り組みが記載をされているようでありまして、少し抜粋をして紹介をしますと、消費者庁の取りまとめでは、2017年度は、全ての都道府県及び指定都市の中の約4割の市区町村で食品ロス削減の取り組みが実施をされていると。取り組み内容を類型別に見ると、住民消費者への啓発が631団体と最も多く、子供への啓発・教育、これは259自治体、飲食店での啓発促進が214自治体というふうが続いております。

自治体における食品ロス削減の取り組みの例をいくつか紹介

しますと、小中学校での食べ切りキャンペーン、また児童向けの啓発冊子の作成、それから大型小売店と連携をして食品ロス削減イベントというものの実施、それから外食時の食べ残しや家庭での食品ロス削減に協力してくれる飲食店、食品販売店等と連携をした食べ切り運動というものを推進しているというところであります。

2016年10月には、自治体同士が情報を共有しながら、全国で食べ切り運動を推進するための自治体間組織、全国おいしい食べ切り運動ネットワーク協議会が発足をしております。同協議会には、363の都道府県、市区町村が参加し、食品ロス削減の施策内容とノウハウの共有、全国共同キャンペーンの実施等の活動を行っております。

以上、紹介させていただきましたが、今、国におきましても食品ロス削減推進法案というものが、今国会成立を目指して出されておりました審議をされているところであります。ぜひ、本町におきましても、具体的な取り組み、持続可能なまちづくりのための食品ロス削減の取り組みを進めていただきたいと思います。

この2点について、お伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。ユネスコ・スクールの取り組み、ESDの取り組みですが、四国で熱心に活動されてる皆さんが佐川町にもお見えになって、いろいろと話も聞かせていただきました。大変素晴らしい取り組みだなあというふうには感じております。

今、佐川町では、佐川未来学の構築に向けて今年度から、あと2年間かけてですね、3年間かけて構築に取り組んでいます。ですから、まず、教育の分野につきましては、あと2年のこの佐川未来学の取り組みをまずしっかりとした後でですね、またユネスコ・スクールの参加も含めてですね、どうしたらいいかということは、体系だった後にまた検討をしたいなあというふうには思っております。

あと、食品ロスの削減につきましては、これはもう佐川町も当然取り組まなければいけない課題でありますし、これはもう地球規模で取り組まなければいけないというふうに思っております。

やはり、日本のもったいないという言葉が、世界にもインパクトを与えましたが、佐川町としても、この食品ロスの削減の取り組みについては、具体的に自治体として何ができるんだということをしつかり検討して取り組みを進めていきたいと考えております

ので、また何か御提案がありましたら、いただけるとありがたいなというふうに考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

ぜひ、このユネスコ・スクール、それから食品のロスをぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。特にこの食品ロスについて、これから具体的に検討していただくということですので、やっぱり町民の方を、このことを広報をして知っていただいて、また、お店の方にも協力していただく。積極的に取り組んでいるところは自治体では、そういう啓発ポスターをつくって各お店に張っていただいたり、各テーブルに三角柱で、前後 30 分は、例えば宴会の前後 30 分、食事しましょうという、その三角柱なり円柱を配布して各お店に置いていただいて、声をかけていただくというような具体的に目に見える形をまずは取り組んでいる。それから食品ロスで廃棄される前のものを、いろんな子供食堂であるとかそういうところで使っていただく、そういうことを具体化しているところもありますので、ぜひ、具体的に、この質問が終わった今回の議会の後のいろんな会で、30 分食べろうで終わるのではなくて、具体的に決めていただいて実施をしていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、継続して SDG s の取り組みを行っていくということには職員の方にこの取り組みの重要性を理解、また納得もしてもらおうということも重要だと思いますし、同時に町民の方にもこの SDG s の考え方というのを知ってもらうということも大事なことだと思います。

国連のホームページには、持続可能な社会のために、ナマケモノにもできるアクションガイドというのが掲載をされております。ちょっと僕もプリントアウト、私もしましたが、これぐらいの、字が細かくて見えませんが、いっぱい書いてあります。その中には、電気を節約するであるとか、買い物にはマイバックを持参をするであるとか、それから職場で差別があったら声を上げよう、とさまざまな例が挙げられております。

SDG s、この持続可能な開発目標は、日常生活のごく簡単な行動からというふうに強調されておりますので、まさにこの考え方が重要でありまして、ぜひ、このガイドブックを一度見ていただいて、その内容も町民の方に広く SDG s ということで、こういう取り組みをとということを広報していただければと思いますが、この点につ

いて、今一度お聞きをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問にお答えさせていただきます。いろいろと、本当に細かな提案をいただきましてありがとうございます。具体的に、やはり進めていくということが大事でありますので、町民課が担当課になりますが、町民課を筆頭にですね、教育委員会も含めて、関係部署ありますので、具体的な取り組みにしていきたいなというふうに考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

先ほど食品ロスのお話をしました。このSDGs全体についてもそうですが、一人一人我々がそれぞれの立場で、主体的にこの課題に取り組んで、町全体として社会全体として対応していく、食品ロスであれば、食べ物を無駄にしないというその意識の醸成というものを定着を図っていくことが大事だと思います。誰一人取り残さない、その佐川町の持続可能なまちづくりに向けて、るるお話しをしましたが、それぞれ積極的に検討、取り組みをしていただきたいこと、お願いをしまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、9 番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、10 分間休憩します。

休憩 午前 10 時 15 分

再開 午前 10 時 25 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、3 番、西森勝仁君の発言を許します。

3 番（西森勝仁君）

おはようございます。3 番、西森勝仁です。ただいまから通告に従いまして一般質問に入りますが、この3月議会が平成最後の定例会となります。私は昭和 23 年生まれでありまして、私たちの世代は、後に作家の堺屋太一さんによりまして、塊の世代、とこう名づけられた、いわゆる第一次ベビーブームの塊の世代の1人です。

子供のころには、食べ物も少ない時代でしたが、それから飽食の

時代と言われる現在まで、昭和、平成と生きてきた者としましては、一抹の寂しさを感じることはありませんが、4月1日に発表されます新しい元号とともに、輝かしい未来に大きく心を弾ませているところでもあります。

それでは一般質問に入りますが、今回も住民の皆さんが普段から疑問や不満に思っていること、また声なき声なども織りまぜてお尋ねしていきますが、答弁漏れや変化球、あるいは隠し球がないようお願いをいたします。

まず初めに、佐川町史、また佐川の人名辞典とも言うべき、わが町の人びと、こうしたものの続編の発刊についてであります。

私は、先ほど申し上げましたように、昭和、平成と現在まで70年間生きてきた者としまして、この時代の記録を後世に伝えていくことは、今の時代を生きる者の義務と責任ではなかろうかと痛感するところでもあります。

現在、皆さんが利活用されている町史やわが町の人びとは、これは渡辺勉町長時代の昭和55～56年から57年ごろに発刊され、もうずいぶん長い年月がたっております。このときの編集にかかわっていただいた20人の編集委員さんも、現在御存命の方は2名だけではなかろうかと思っています。そして私たちは、この本を、折に触れまして利活用しているわけではありますが、この本の筆者の結びの言葉といたしまして、足りないところが多々あるので、次の機会にさらに補足してよりよい内容の充実したものが再刊されることを期待していると、こういうふうに結んでいるわけでもあります。

堀見町長も、こうした町史やわが町の人びと、あるいは文化財についても、こういった本を勉強されていることではないかと思っています。また、こうした書籍がなければ、西山の不動が岩の洞窟で人間が生活始めて以来、1万年を超えるといわれるこの佐川の歴史などは埋もれていくのではないかと大変、私は危惧していたところではありますが、幸い、本定例会の町長の行政報告にもありましたように、そして先ほどの松浦議員の答弁の中にもありました3年間かけて、この佐川未来学、これの1つでありますふるさと力をつけるには、こうした本はなくてはならないと思いますけれども、町長の御見解をまずお伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。以前の一般質問で

も答弁をさせていただきましたが、町史につきまして前向きに検討したいというふうに考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

前向きという、アバウト、漠然たる答弁だったと思いますが、今の段階では、それしかできないということかもしれません。しかし、一般の人もですね、この佐川町の歴史あるいは偉人に関心を持ちまして、こうしたことをひもといていくことができるのは、もうこの本以外にはないと思います。

また、佐川町はですね、古くから自他共に認める文教のまち、こういうふうと呼ばれておりますけれども、これは私が思いますには、名教館をそのルーツとしましてたくさんの偉人たちを輩出していることが世間に認知されていることだと思っています。

皆さんも御承知のとおりでありますけれども、植物学者あり、港湾学者あり、法学者、医学者、天文学者、文学者、本当にその枚挙にいとまがありません。こうした人々の職責や功績などを学ぶにしましても、佐川町の人名辞典、こう言っても過言ではないわが町の人びとがなければ、もう知ることはできないと思います。まさに役立つことこの上なしであります。

当時、これらの編纂にかかわっていただいた人はもう、この佐川町の歴史に通じていたいいわゆる郷土史家と言われる方々でありましたけれども。その人たちでさえも写真などの収集、あるいは執筆活動に長い年月を要したものでありました。なかなか、一朝一夕にできるものではありません。

そしてこうしてたくさんの人々の努力によって、やっと日の目を見たものであります。その後というものは、時間の経過とともに、資料というものはどんどん散逸していきます。今ある町史は、昭和51年ごろまでしか収録されていないと思っています。それから随分長い空白があり、この間を知る人もどんどん他界しております。

しかし私は、今ならまだ何とか間に合うと思っています。私が職員時代に、ぎょうせいだったか第一法規だったかは失念いたしましたけれども、そうした業者の方々と協議をしまして、また職員も配置をしまして資料収集や、当時、中土佐町史が発刊されましたので、その事例研究を始めた矢先ではありましたけれども、私は退職いたしました。またその職員も退職したということで、その後はどんなふうになっているかはわかりません。

いずれにしても、先ほどから言っておりますように、後の時代にこれを伝えていくことは、今の時代を生きる者の義務と責任ではなかろうかと痛感するところでもあります。ましてや町長は、町の最高責任者としてその義務と責任たるや、さらに大きいと思うところですが、今、町長の答弁では検討するということですが、もう取りかかってもらわんと、もう間に合わんじやないかというふうに思いますので、私はこの質問を9月に通告しておりましたけれども、時間の都合上割愛して質問はしておりません。今一度、町長の御答弁をお願いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。できましたら、西森議員が副町長時代に、役場の庁議でどのような議論をされて合意をされて、今の職員にどのように引き継がれていっているのか教えていただければというふうに思いますが、町史は私自身も、町の歴史を伝える、町の人を伝えるという資料として大変大切なものだというふうに思っております。町史を新しくつくるという前提において検討していきたいと考えております。以上です。

3番（西森勝仁君）

検討してつくるという非常に前向きなお言葉をいただいたと思えます。これはありがとうございます。

ちなみにですね、こうした町の歴史あるいはもろもろのものを後の世代に伝えていく、こういったことがどういうふうにとり行われているかと申しますと、この1月31日だったと思えますけれども、高知新聞の記事にも「過疎の闘い 後世に」との見出しで、大川村史、この追録が完成されたようであります。また先月21日の高新でも、県、県史ですね、県史も半世紀ぶりに編纂に着手するということがあります。県は、この理由としまして、本県の歩みを後世にしっかりと伝え残すため平成の時代も踏まえた県史が必要になった、というふうに言っています。まさに佐川も同じことでもあります。資料が散逸しないうちに、史実を知っている人が1人でも多くいるうちに、一刻も早い決断をお願いしたいところです。

今、前向いてやろうというお言葉だったと思えますが、これも一刻も早く予算措置もしながらですね、来年、再来年と言わずにやっただけでいいと思えます。そうしないとですね、やろうと思ったときにはもう既に資料がないわ、また佐川の史実を知っている人は

もう他界していないわ、こういうことになりかねません。早急に、本当にお願ひしたいと思ひますが、今一度、御決断のほどをお聞かせいただきたいと思ひます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。繰り返しになりますが、町史を新しくつくるという前提において、前向きに検討していきたいと考えております。以上です。

3番（西森勝仁君）

ありがとうございます。そのつくるには、担当課、あるいは担当職員、こういったものを張りつけないと、これは町長のかけ声だけでは、一つも前向いて進みません。幸い佐川町には前町史、わが町の人びと、わが町の文化財、このころにかかわっていた最後の発刊のころだと思ひますが、かかわっていた再任用職員もおいでと思ひますし、優秀な再任用職員がたくさんいますので、こういった人たちに、これに特化することはできんかもわかりませんが、任命をしましてですね、ざんじ進めてもらいたいと思ひますが、その人的配置についてお伺いをいたします。いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。人事にかかわることになりますので、この場での答弁は控えさせていただきますが、その体制も含めてどういうふうに進めていくか、どういうふうに検討していくか、しっかりと詰めていきたいと考えております。以上です。

3番（西森勝仁君）

体制も含めて、予算も含めてということになろうかと思ひますが、検討していただけるといふことですので、早急にお願ひしたいと思ひます。

もう1件ですけれども、青山文庫、旧青山文庫が教育委員会にあるときにですね、このときに、それよりずっと以前から佐川の人々の暮らし、こうした民具を収集して、民具館を建設するところまでは至っておりませんでしたけれども、この民具もですね、今、収集しないと、もう納屋を壊した、昔の農家を壊した、こういった生活様式も随分変わっておりますので、ああいったものは一般的に不要とされるものでありますけれども、今だったら、まだあの収集も可能ですが、その点。そして前に青山文庫に保管されていたああいった民具の多くは、今、どこでどうなっているのか、わかる方が

おいでましたら、御答弁願います。

教育長（川井正一君）

旧青山文庫にございました民具につきましては、現在、尾川のほうで保管しておりますが、その施設が少し老朽化してきましたので、現在、その民具をまた別の場所に保管を移すということで、文化財保護審議会の委員さんと協議しております、きちっと、今後その民具を保管できるような体制にしていきたいと考えております。

また、さまざまな民具が当然あるかと思えます。そういった点につきましては、また文化財保護審議会の委員さんにもお伺いをしまして、今後どのようにすればいいのかを考えていきたいと思っております。以上でございます。

3番（西森勝仁君）

ありがとうございます。文化財審議委員さんともお話しをさせていただけるということですので、ぜひ、期待をしています。できるだけ早くですね、とりあえず集めることだけ、収集することだけでも一刻も早くしていただきたいと思えます。

本当に、先ほども申し上げましたけども、生活様式も随分変わって、家を建て直すとき、農家でもあの古い納屋なんかを壊したら、多分もう全部処分されていくと思えます。それで、林業に使っていたもうものすごい畳1畳ぐらいある大きなのこぎり、そういったものなんかは、今の時代にはもう邪魔でたまらんと思えますけれども、のこぎりにしても、鎌とか、そういったいろんなもの、それからかまどの生活様式一式も含めて、こういったものは今やったらまだありますので、文化財審議委員会で検討してもらって、可能な限り早く収集、収集だけでも早くしていただきたいと思えますので、その辺、教育長の、もう1回お願いしたいと思えます。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。定期的に文化財保護審議会の委員さんに集まっていたきまして会をやっておりますので、その中で今回、尾川にある民具を移転する話も進めております。その際、合わせて文化財保護審議会の委員の皆さんのお話を聞きたいと思っております。以上でございます。

3番（西森勝仁君）

ありがとうございます。次にですね、町長の政治姿勢とプライオリティー、つまり優先順位のつけ方、これについてお伺いをいたし

ます。

特に、今回お尋ねする件はですね、県が今、加茂に予定をしております新たな管理型最終処分場、いわゆる加茂の産廃に関する町長の言動等についてであります。

私の手元にですね、これが産廃に関する新聞の切り抜き約 50 枚と、県からもらった資料であります。これに基づきまして、時系列的にお伺いをしていきたいと思うわけであります。

まず平成 29 年、おととしの 9 月 7 日に、新産廃の候補地として 104 カ所が選定されております。そして 5 カ月後の平成 30 年、去年の 2 月 2 日には佐川、須崎、香南の 3 カ所に絞り込まれたという新聞の見出しがありましたが、まだこの時点では選考の理由、透明性、こういったものが明確にされておられませんで、新聞にもこの透明性確保が大事というふうに報道されておりました。そして、町民が知ったのはこの日が最初でありましたので、異口同音に、降ってわいた話、なぜ事前に地元の説明できなかつたのか、あるいはまさに、寝耳に水との声が上がりました。

そしてこの直後だったと思いますけれども、この候補地の首長 2 人と堀見町長がテレビの取材に応じて談話している姿が放映されておりますが、香南市長は、香南市はもう既に自衛隊駐屯地、こういうものを受け入れているので、もうこれ以上、施設を受け入れる余地はないとし、また須崎市長も、急なことで驚いている。県から詳しい説明を聞き選考過程を注視したいと、こういうふうに話しまして、詳しいことはわからないと、こう言っているのに対しまして、テレビを見ていた町民は、何か佐川町長だけは浮き浮きしているように見えた。もう決まっちゃうがやない、とこういう声が多くあったわけであります。

このことは、後に、去年の 12 月 22 日の高新的報道にありましたように、候補地が 3 つに絞り込まれた時点で、町長として、政治家として腹をくくった。こう言っていますので、これは、3 つに絞り込まれた時点というのは 1 年前。これとつじつまが合うのではないかというふうに思っています。

先ほども言いましたけれども、ほかの 2 人の市長は、詳しい説明を聞いてから。こういうふうに言っているのに対し、もうこの時点で受け入れたと同じことじゃないかと、私も後で思いました。

また、去年の 3 月議会でも、橋元議員の質問に対しまして、選考

作業は公平公正、科学的に進められており、選定方法に異論はない。こういうふうに言っているわけであります。

しかし私は、こうしたことをトータル的にですね、イメージしてみますと、どうも、例えは悪いかもわかりませんが、子供が神棚の前に座って、ぼた餅が落ちてくるのを今か今かと心待ちにしていたようにさえ思えるわけであります。

こうした町長の言動に対しましては、多くの町民が不満に思っている、あるいは疑問に思っていることと思います。さらにまた納得できないことが非常にあります。私は、こうした町民が普段からこの件について思っていることにつきまして、順次お尋ねをしていくところであります。

まず初めに、町長は、候補地が3つに絞られてから、県と二人三脚で丁寧に住民に説明していく、こういうスタンスをとっている中でありましたけれども、平成30年、去年の12月6日に県議会が開会されまして、知事は、新産廃の最有力地は加茂であると、こういうふうに表示をしております。

しかし、最有力地ではあるけれども、まだ決まったわけではない。そして新年の念頭の挨拶の中でも町長は、まだ決まったわけではない、こういう念頭の挨拶をしていたと思います。私は、12月の一般質問の中でも、これから丁寧に、住民説明会が行われ、おおむね住民の理解が得られた時点で、この時期が多分、私は1月か2月ごろになりゃしないかと。そしてこのころに本決まりになるのではないかと、こういうふうに思っておりました。

そして、去年の12月12日の高知新聞にも24日と26日に住民説明会を開く、こういうふうに記載をしております。また下川議員の一般質問の答弁でも、町長は、あの施設は迷惑施設ではない、3候補地に選ばれた時点で腹はくくったが、地元の不安や心配の声を受けとめ丁寧に説明する努力をしていく、と、こういうふうに答弁をされていたと思います。

しかし、住民説明会の前、12月22日の高知新聞に、選定の透明性を評価し、これで納得したということだと思っておりますが、受け入れ宣言、これをしたと載っています。これは、先ほど私がイメージしたときに申しましたけれども、町長にとっては、心待ちにしていたことなので、早く決めてほしかったのではないかと、こういうことかもわかりませんが、町民の多くは「説明会の前、どうして決定し

たが。住民説明会で何ぼ反対の声が上がっても、もう後戻りできないような状況をつくりたかったがと違う」と言っておりましたけれども、私も、当たらずしも、そう遠からずかなと、こういうふうに思ったことでした。

この受け入れ宣言、こういったものは公正公平、こういったものをモットーとする新聞の記事でも住民説明会前の受託宣言は、フライング気味ではないかというふうに報じられていたとおりであります。

さらに疑問に思うのは、21日に副知事が受け入れ要請に来たとありましたが、なぜ、このときにですね、24日、26日に住民説明会を予定しているので少し待ってください、どうしてこう言わなかったのか、あるいは言えなかったのか。また普段は、町民とはアポなしでは面会しないと言っている、原則的かもわかりませんが、会わないと言っている町長が、なぜ、急な日程で会うことになったのか。急な設定をしたのか。あるいは、こちらから頼んで来てもらったのか、まずこの2点についてつじつまが合うような、理解ができる御答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私の名誉にかかわることですので、この場で、議会だよりにつきましては、しっかりと事実を伝えるように取りまとめをしていただきたいと思いますというふうに思います。

きょうは、住民の皆さんも傍聴に来ていただいています。私の真意に反することを朗々と述べていただきましたが、私は決して、浮き浮きなんかはしていません。それはわかりますか。ぜひ、訂正をしてもらいたいというふうに思います。

去年の3月の時点で受け入れたと言ってもいい、そういう判断をしてたんじゃないかという話がありました。そんなことは全くありません。私は、県の決定に対して、真摯に受けとめます、と。ただ、住民の皆さんは不安に思われてる方、心配されている方もいらっしゃいます。丁寧に対応していただきたい、説明をしていただきたい、このことだけ言い続けました。

マスコミは、決めつけた書き方をしてある、そういう場合があります。私が、県の決定を真摯に受け入れます、と言ったことを、あたかも施設を受け入れたというような書き方をします。そのことはこの場でもってしっかりと住民の皆さんにお伝えしたいというふう

に思っております。議会の後の懇親会の場合だっと思いたしますが、西森議員も、町長の決断よかったね、というふうに言っていたというふうに思っております。なぜ、こんな質問をされるのか、私にはわかりません。

ただ私は、いつも佐川町のためを考え、佐川町民の幸せのためを考え、町長としてすべき決断をしている、その覚悟で仕事をしております。ぜひ、御理解をいただきたい、そのように思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長から、訂正をせよということでありまして、私は住民の声として、住民が町長が佐川の町長だけはテレビの姿を見て浮き浮きしているように見えたと言っていますので、そのとおりに言ったわけでありまして、私が、町長浮き浮きしゅう、こういって住民に1つも言うたことはありません。

また、そして新聞のことでありまして、新聞というのは、町民はほかに知りませんので、報道された内容につきましては、私は、額面どおり受け取ると思います。週刊誌あるいはゴシップ、こういったものでありましたら、それはさらりと受け流すでありまして、公的な新聞、ほとんど佐川町民の恐らく7割、8割は高知新聞だと思いたしますが、もうこれ以外に、それかテレビのニュース、これで知るか、情報を得られることにつきましては、本当に額面どおり受け取りますので、町長は新聞が過大な報道するとかいうことも言われましたけれども、私はそういうふうには、よう受け取れません。

訂正は当然するわけではありませんが、続いていきます。あくまでもこれ、私が言ったのは町民の声として伝えているわけですので、そのあたりは認識を改めていただきたいと思いたします。そして、24日から、12月の24日のことですが、かわせみで住民説明会がスタートしたわけでありまして、加茂の女性の自治会長だと思いたしますが、皆さんの意見を聞いてきたよ、と。8割の方が産廃に反対じゃったと。そしてまた、これは新聞に載っちゃった、先ほど言いました町長が腹をくくった、これはどういうことぞねと質問をしておりましたけれども。答弁らしき答弁はなかったように記憶しております。

そこで、お尋ねをいたしますが、この自治会長が言うように、腹

をくくったとはどういう意味か、明確に答弁を願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。佐川町加茂を含め3カ所が最終候補地として県から発表された中で、最終的に佐川町加茂が最有力と、もしなつたときには、佐川町として、町長として覚悟を持って、この事案に臨まなければいけないなという思いで、腹をくくったというふうに言わせていただきました。以上です。

3番（西森勝仁君）

3つに選ばれたところで、覚悟を持ってこの事案には対応していかなければいけないというふうに思ったということではありますが、新聞に報道された、腹をくくった、これは言うたか言わんかは私は定かでは、知りませんが。先ほど言いましたように、下川議員の答弁でも、あの施設は迷惑施設ではない、こういうに言っているわけでもありますけれども。迷惑施設と思わなければ、腹をくくったという表現はしないんじゃないかと思います。この腹をくくったという意味を、いい意味で使う表現がありましたら、御教示願いたいと思います。

私は、この時点で、つまりこの2月1日、3つに絞られた時点で、町民からどんな反対が起こった、あるいは反対運動が起こっても、絶対にひるまずやり遂げようと心に決めたと、これがやっぱり、その腹をくくったという言葉の使い方ではなかろうかというふうに思うところであります。

私の12月の定例会の一般質問答弁の中にも、日高の村の駅にも、県の振興策の補助金が入っているというて町長は答弁をしてくれたわけでもありますけれども、これも、これは私が勘ぐるわけでもあります、町長はもうそのごろから振興策、今は何もないというて、この間もまだ白紙の状態と言っていましたけれども、日高の村の駅に県の振興策の費用、補助金が入っているか、私もそれは定かではありません、知りませんが、町長がそういうに言っていましたので、その時点からそのメニューについて町長の脳裏には多少なりともそういったものがあつたんじゃないかというふうに思いますが、この腹をくくったという真意、そして日高の振興策について、いろいろ知っていますが、何かイメージしているものがなかったのか、そして現在、どうなっているのか。このあとも下川議員が加茂の振興策についてお尋ねをするようではありますが、今の心境、その

気持ちについてお伺いをします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。西森議員は、きっと、この処分場、佐川町が候補地となったということに対しても、反対をきっとされているんだらうなというふうに思いますが、私の真意は先ほど述べたとおりであります。振興策につきましても、現時点でまだ白紙でございますので、この場で答弁する内容はございません。以上です。

3番（西森勝仁君）

答弁はいただけないようですけども。私は、町長が言いますけど、後で言おうとは思いましたが、この産廃問題に対しまして、決して反対をする意味から言っているのではありません。町内、あるいは加茂、この辺りの住民の声を素直にお届けし、そして町長の考えを聞いているところであります。

そして続けていきますが、26日には加茂地区住民センターで説明会が行われたわけでありますが、このときの状況について、副町長あるいは町民課長から、その会場の空気、出た質問、疑問、こういったものについて何か報告を受けていることがあれば御答弁願います。

町長（堀見和道君）

報告は受けております。いろいろ、不安な声、心配な声、そういう声がありましたということで、報告受けております。以上です。

3番（西森勝仁君）

不安の声とか、そういったものが出ましたので、そういった報告は受けたというふうに了解をいたしました。そして、住民はですね、あの会の冒頭に副町長は、町長は出張している、とこういうことが言われました。この大事な会に町長が出席していないのはなぜか。また、この頼りたいときに町長はおらんじゃいか。そしてまた、県の説明を聞いていきますと、津波対策が大事じゃったと言うけど、やっぱり最初から加茂ありきじゃなかったがかよ、と。大変厳しい意見が出ていました。

町長はこの住民説明会を、どう認識されていたのか。県と二人三脚で説明し、住民の理解を求めていくと明言はしていた中で、これが何ぼ県の事業といっても、今、佐川町にとっても、町長にとっても、何よりも最優先されるべき懸案事項だと思いますが、いかがでしょうか。

また、会に参加した方々、こういった、女性も結構多かったわけでありまして。帰り際にですね、副町長が来たというたち、知らん人が来ても役に立つかね。町長が来んのはまた怒られるきに逃げたがじゃないか。こんなような声もありました。さらに、一番多かったのは、町長が来れんかったら日を変えるべきじゃないかよ、とこういうふうに言うておりました。そう言われても仕方がない。当然のことかとも思います。私も、この住民の声を聞いて、24日のかわせみの説明会のときでも、相次ぐ質問があったので、ここ加茂の本丸では、もっと厳しい質問や尋問が予想されるため、やはり逃げたのかなあ、こういうふうにしたところでもあります。

住民の皆さんが言うように、この大事な会に出席せんで事が足りるかよと。私もこんな感じでありました。今、佐川町にとりまして、この加茂の産廃問題は、最重要懸案事項だと思っています。産廃問題につきましては、隣の日高村では、村を二分したり、リコール、あるいは住民投票にまで発展しています。この大事な説明会を欠席する重要な公務とは、どこに、何の用があったのか、お伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。怖くなって逃げたということではなくてですね、この処分場の事案も町としては大変重要な事業であります。そのほかにも佐川町全体の経営を行うに当たってですね、やっぱり重要な仕事があります。

私は、12月24日しか参加できませんでした。26日はもう最初から、どうしても都合がつかせんと、で欠席をします。そのかわり副町長に必ず出席をしてくれという話をしました。2月にあった8回の説明会は私は全て出席をしております。怖くなって逃げた人間であれば、きっと2月の8回の説明会も逃げるんじゃないかなあというふうに思っておりますが、私は、2月の8回の説明会は全て参加をさせていただきました。

26日の業務につきましては、東京で、福祉自治体サミットというのがありまして、佐川町にも導入をしたい、福祉にかかわる大切な勉強会がありました。その後、ことしになりまして、大学の先生にも佐川町に来ていただいてですね、その取り組みを今後進めていこうというふうに考えておりますが、福祉分野のどうしても大切な業務がありましたので、それは前々から決まっていた業務でありました

ので、東京のほうに行って仕事をしておりました。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今、お答えがありましたように、確かに福祉自治体ユニット首長連絡会、これに出席していたと思います。あの会、加茂の説明会の翌日にですね、私がたまたま用があって役場に行きましたところ、廊下でばったり副町長に会いましたので「きのうは、夕べは怒られて大変やったね」とこういうふうに話しかけますと、人のよい副町長がにこにこしながら「私が怒られて済むばあなら」と気の毒に恐縮をいたしておりました。私が「どこへ行ったがぜよ」と聞きますと、「福祉自治体会議」と言うものですから、私思わず「何、あんな会は町長が行くようぶかよ、担当課が行きゃあ上等ぜよ」と。「そりゃどうも博報堂との忘年会でも行ったがじゃないかよ」こういうふうに言ったわけではありますが。そしたら、副町長は知らん、当然知らんと、こういうことでした。

もともとあの福祉自治体ユニット首長連絡会、この会に加入したいきさつはですね、当時の町長がみずから、私は土方、こう言ってはばからなかったように、土木分野が非常に長かったわけですから、私も、町長が福祉部門のこういったジャンルももうちょっとレベルアップ、グレードアップしてはどうかという思いから、当時の西伯の坂本町長に頼んで、声をかけて誘ってやというて誘ってもらったものでありまして、前町長も都合がつくときには出席していたと思います。

これは今、大体 90 ぐらいの自治体が加入していると思いますけれども。この会は、役員会以外はですね、担当者も当然、出席して勉強できる会なはずです。この前は役員会ではありません。そこで伺いますが、町長の物事の序列のつけ方、あるいは優先順位の決め方について、よもや好き嫌いあるいは思いつきで決めているということではないと思いますが、序列のつけ方について御答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。決して思いつきで序列をつけてるというわけではございません。以上です。

3 番（西森勝仁君）

そういう答弁にしかならんとは思いますが、しっかり状況を見据えて序列をつけていただきたいと思えます。

ここで少し副町長にお尋ねをいたしますが、町長から東京へ行くと言われたとき、なぜ、あの加茂の大事な住民説明会があるのに、これは町長が行ってもらわんと始まらん、私らで行ったって事にならん、こういってとめなかったのか、いかんもんはいかん、ノーはノー。こうして言いにくいことも言うのが副町長の仕事ではなからうかと思えますけれども。副町長の思いがありましたら、御答弁願います。

副町長（中澤一眞君）

お答えいたします。昨年の12月のその説明会の日程が決まりましたこと、これは正直、私どもにとっても非常に唐突なことをございまして、県と調整をする中で、できるだけ早くに地元で説明をしたいという県の思いもございました。そんな中で日程を調整する中で、今のような状況が生まれたわけです。

今思えばですね、私のほうからそういう御指摘のあったような御意見を申し上げるといふこともあったかと思えますけれども。それ以降、当初から私どもが申し上げておりましたのは、1回2回説明をしてそれで終わり。単に説明を、それが説明を尽くすことにはならない。住民の意見をしっかり聞いていただいて、それに対してしっかり答えをしていただく、そのキャッチボールも繰り返しやっってくださいということ当初から申し上げておりました。

ですので、確かに町長が全て出席するということは、それは望ましいことかもしれませんが、その1回だけではないという判断も一方にございまして、私のほうからそのような御意見を申し上げることをしなかったということをございます。

3番（西森勝仁君）

私が今言いましたことに単刀直入で答弁することはできないかもわかりませんが、雰囲気としましてですね、町長の言われたことに対して、御無理ごもつとも、こういったことが普通になるようでしたら、私は6月議会だっと思えますけれども、言いましたように、もうそこにはアンデルセンの童話の世界になりやせんかよということ申させていただきました。

今月1月4日の高知新聞だっと思えますけれども、中央大学の名誉教授の佐々木信夫さんが市町村長、首長であります、4期以上で裸の王様になるとこういう記事を書いていたわけですが、これは、人事が硬直し、自分にとって都合のよい情報だけが届

く裸の王様となりまして、弊害のほうが大きい、とこういうような記事でありましたが、堀見町長はまだ6年目であります。私が先ほども言いましたように、6月議会でも耳の痛いことにも真摯に耳を傾けてもらいたい。裸の王様、あるいは茶坊主の館にならないようにお願いをしたいわけであります。

昔、田中真紀子さんが、外務省は伏魔殿などと言って物議を醸しておりましたけれども、こんなふうにならないように、職員の皆様にもしっかりとお願いをしておきたいと思えます。

そして2月18日の高知新聞によりますと、17日の長竹公民館の説明会、町長は先ほど、8回全部出たよということではありますが、私も尾川でお会いをいたしました。この会の冒頭に町長が陳謝したとありました。これは、恐らく12月の26日の会に欠席していた。このことなんかも含めて、断りを入れにや会にならん、こういう状況が発生する恐れがあるので会の冒頭に陳謝した、こうじゃないかと思えます。

新聞によりますと、腹をくくった、あるいは決して前のめりではない、天地神明に誓ってもそんなことはない、県と二人三脚でやっていく、こうしたワードやフレーズが並ぶわけではありますが、今の町長の言動ではどうもちぐはぐで、皆さんが、違う、とこう言っているとおりにじゃないかと私も思えます。

だから、住民の感じとしては、言いゆうこととしゆうことは違う、こういったことに映っているんじゃないかと、感じているんじゃないかと思えます。このことにつきまして、町長自身はどうお思いか、御答弁を願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。いろいろ、私の政治姿勢とかですね、プライオリティーについて御意見いただきました。私も、西森議員が副町長時代、何を優先してですね仕事をしてきたかということに関しては、職員からたくさん聞いております。ぜひ、西森議員にも、副町長時代のプライオリティーについて教えていただきたいなあというふうに思っておりますが。

私は、長竹の説明会につきましては、住民の皆さんから書面でいろいろ意見をいただきました。その書面に対して、やはり私が1人の人間としてまだまだ未熟だなあと、町長としてまだまだ未熟だなあと素直に思うところがありまして、そのことについて住民の皆さ

んの思いを十分受け取ることができませんで申しわけございませんでしたというところからスタートさせていただきました。

私が言ってることとやってることが、それ違うんじゃないかということは、この件についてもこれまでの5年ちょっとの私の町長の仕事の中でも、私にそういうことを言われたことはですね、ほとんどありませんので、今回の件につきましても、言ってることとやってることが違うよということと言われたことはございません。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長のそばには、そういったことは耳に入ってこんど、こういうことだとは思いますが、それはそれでええも悪いも、それしかないわけです。

ところで、私の副町長時代のことをちょっと触れていただきましたけれども、町長と副町長とはもう全然違います。それはもう、極端に言うたら、副町長は一般職。特命事項がない限り、自治法に定められた特命がない限りは動けません。それは町長が、私が何を優先したか、自分で、副町長に優先権はほとんどありません。そのことは言っておきますが。

次にですね、ついこの間でありまして、ある方が私のほうにやってきまして、あの加茂の産廃はどうなりゆうがぜよ、と。こういうふうに聞きますので、私は県からもらった説明資料や新聞の記事などをもとに説明をしましたが、どうもその口調は私に対して、なぜ反対せんがぜよ、とこういうような口調でありましたので「それを私に何で言うがぜよ」と。「それを言うならあんたらのグループに言いや」と私はこう言いました。そうすると「ほんなら原発のごみでも何でも持ってきたらええじゃいか」ということでした。この人の真意というものは私は知りたくもありませんし、知る余地もありませんが、この人の真意を知りたい、あるいはこういう人たちに説明して理解してもらいたい、こういうことであれば、私は、いつでも御案内します。いつでも言っていたらと思います。

またもう1つ、ついでに町長の耳には入ってない、入っちゃうかもわかりませんが、恐らく今の答弁を聞いたら入っていないから言っておきますが、ある人が、これはまあ町長シンプの方でありますけども、私のほうにやってきて「西森さん、町長へ今度言うちよいて」と。「何をよ」と言いましたら「せんでもえいものはどんどん

進める。やってもらいたいものは全然進めん、ちっとは尻をたたいちよいてや」とこういうことでした。私は、何をか言わんやであります、とりあえずお伝えをしておきます。

なお、先ほども私申し上げましたけども、私はこの加茂の産廃施設に反対しているものではない、こういうことをはっきり申し添えて、この質問は終わります。

次に行きたいと思えます。次に、地方創生事業についてお尋ねをするところであります。

この事業につきましては、平成26年12月議会におきまして下川議員のまち・ひと・しごと創生に関する質問の中で、町長は条文を読みながら、こう答えています。「佐川町にとってものすごいチャンスがやってきているじゃないか。私は行政経験はないが、会社経営をやってきた。地方創生事業に全知全能をかけて取り組んでいく。そして起業家を生む起業塾の開設につなげていきたい」とこういうふうにならぬ決意と抱負を表明しているところでありますが、あれから4年余り過ぎますけれども、その取り組みの実績はどうなっているのか、細かい数字につきましては後ほど担当課長からお伺いすることとしまして、まず町長から、この足かけ4年余り、全知全能をかけて取り組んできた成果とは何か。また起業家を育む起業塾の開設とは、具体的にどんなもので、その進捗状況はどうなっているのか、御答弁願いたいと思えます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。自伐型林業を核としたものづくりによる地域活性化事業ということで、まず地方創生事業に取り組んでいきました。今、自伐型林業の取り組みにつきましては6年目を迎えておりますが、林野庁からも、新しい森林管理法の中で自治体の取り組みとしては全国のモデル的な取り組みだということで評価を受けておりますし、県のほうからも、この取り組みをほかの自治体にも教えてほしいということで、講演を依頼をされたりですね、あと視察にも来ていただくということになっております。

起業塾というものに関しましては、具体的にこれが塾だということで塾として立ち上げはしておりません。ただ一人一人起業をする若者、相談は受けてですね、今、話をしているところです。なお詳細につきましては、チーム佐川推進課の岡崎課長から説明をさせます。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

私のほうからは、西森議員の質問の中です、地方創生推進事業についての実績を、回答をさせていただきたいと思います。

地方創生交付金については、当初 100%の充当事業ということで、平成 26 年度の補正予算、実質的には平成 27 年度からの実施になりますけれども、佐川町でも取り組んでおります。

ここ近年、平成 28 年度ぐらいからはですね、地方創生推進交付金という名前です、充当率が 100%から 2分の1、50%に引き下げられております。その中で、今年度まで取り組みを進めている実績をですね、お話しをさせていただきますと、まず最初町長が申しました自伐型林業を核とした雇用創出と地域活性化事業、これ具体的には自伐型林業とあとのづくりの推進事業に当たりますが、これが平成 26 年度の補正、実質は 27 年度から本年度 30 年度までですけれども、事業費、総事業費としては 1 億 8,500 万円程度。その中で、地方創生交付金の充当額といたしましては、1 億 5 千万円程度ということで、残りの一般財源が 3,500 万円程度ということになります。

あと大きなものでいきますと、観光の分野です、仁淀ブルーを活用したDMO観光づくり、観光地域づくりの連携事業ということで、具体的な内容については、仁淀ブルーの観光協議会に対する負担金と、あとはJR西佐川駅の改修を行いました、その工事についても充当しています。

これが、平成 28 年度から 30 年度まで、仁淀ブルーの負担金については平成 33 年度、平成でいきますと 33 年度までの事業になりますが、本年度までの実績見込みのベースでいきますと、事業費が 2,880 万円程度。そのうちの地方創生交付金の充当額として 2,060 万円程度ということになります。残り一般財源としては、おおむね 800 万円程度が一般財源ということになります。

あとはですね、工事費の関係になりますけれども、斗賀野地区の集落活動センター、これの建設工事についてもですね、これ名前は、地方創生拠点整備交付金という名目になりますが、これも地方創生交付金の一種です。平成 29 年度に実施をいたしまして、事業費については 1 億 3 千万円程度、その内の充当額、これ 2分の1、おおむね 2分の1になりますが、6,440 万円程度ということになります。残りの半分、約半分が一般財源ということになります。

あとは、実績は出ておりませんが、本年度からですね3カ年の取り組みとして、先ほどから出てますが、地域ぐるみのふるさと学とシティプロモーション事業ということで、事業費ベースでいきますと4,150万円。3カ年で。充当額は2分の1の2,075万円という形になります。

大きな事業としてはそういった事業になります。なおですね、一般財源のうち8割がですね、地方交付税措置をされるということで、これは特別交付税、普通交付税合わせて一般財源の8割が地方交付税措置をされるという国の基準といいますか、ということで財政運営をさせていただいております。

以上が中身についてでございます。

3番（西森勝仁君）

ただいま事業の概要につきまして御説明をいただいたわけでありませうけれども。この実績につきましては、過去3回ほど森正彦議員も質問をしております。それは、この佐川まち・ひと・しごと創生総合戦略、これに照らして質問をされたと思っておりますけれども、本人が言っていますように、ようというわけではないけれど、わかったよ、と。私もいまいちよくわからないところであります。

この事業につきましては、地方創生法第7条によって財政上の措置は国がするとされていると思っております。今、説明がありましたように、一財の分の8割は特交のルール分、ここに入ってくると思っておりますけれども、純然たる持ち出しは一財の中でもその20%程度と。これはそう大した金額ではないというふうに思っております。

また、この交付金の交付期間、これは開始からおおむね5年ということになっておりますので、今30年度までという説明を受けましたが、これは理解できますし、森正彦議員の一般質問の答弁の中にも、当時の副町長が5年が勝負、こういった答弁をしているところでもありますので、5年を過ぎたら交付金がもらえなくなる。この事業を進めていくとなると、これ一つお伺いをしますが、これ、特交でやっぱり80%以上もらえるものなのか、これをまず1点お伺いしておきますが、この実績報告、これにつきましては、地方創生推進交付金制度要綱第12条に定められておまして、ずっとこれは報告をされていると思っておりますが、いずれの機会にですね、このちょっと詳しいやつを入れていただきたいと思っております。

今、御説明いただきましたJR西口、仁淀ブルー、あるいははずっ

と前に始めました町の総合計画、商品券、集落活動センター、あったかセンター、子育て支援、こういったものについては理解をしております。

自伐の関係にもついて説明をいただいたわけでありませうけれども、私がちょっと計算しているところとはちょっと違いますが、ちょっと精査をしてみたいと思います。

この中で、自伐型林業にですね、この4年間、5年分を今御説明をいただきましたが、スタートから4年間で約7千万円くらいが要っていると思います。29年度には、自伐型林業作業車、これのレンタル事業としまして1千万円、一般財源からつぎ足しているわけでありませうけれども。これは2年間にわたって500万と1千万ちょっとですが、トータルで1千万くらい。これはどうして、これ今も聞きましたように、純一財は2割程度になるのか、お伺いします。ブランド構築事業として2年間で1千万と540万、大体1,500万支出しているわけでありませうが、これの実績というものは、どういうふうになっているのか、お伺いをいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、地方創生交付金の交付のもととなります総合戦略ですけれども、これは平成30年度、今年度ですね、今年度が最終年度ということになります。ただし、国のほうでもですね、次期の総合戦略に向けて、国のほうは第2期といいますか、そういうところの構想を立てているということでございます。

県と市町村についてもですね、来年度、その第2期の総合戦略について検討していくようにということで、県のほうからもですね先般、説明があったということで、この総合戦略については5年間のくくりでありますけれども、次期計画も構想の中に入っているということでございます。

個別の事業についてはですね、取り組んでいる自伐型林業、それからものづくり推進事業、これについては先ほど西森議員おっしゃった金額でですね、実績を上げております。ですので、地方創生推進交付金2分の1の充当の残の一般財源の8割は地方交付税で措置をされるということの認識でございます。以上です。

3番（西森勝仁君）

ありがとうございます。一般町民が好むと好まざる事業もあると思いますが。あんなところにあんなにお金を、税金を使うてたまる

かという人もおります。そこで、先ほどお尋ねしたわけでありますが、5年間で済んだときに、町民の税金で賄うていかんだったら大ごと、こんなような感じで受け取っている方もおりますが。これは、これを払拭するためには8割以上は特交で返ってくる、こういう説明をしても間違いないのか。ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。先ほども申しましたが、事業費のうち町の負担分といいますか一般財源のうちの8割は国から地方交付税措置がされるということで、実際の持ち出し分としては2割と。その一般財源の分の2割ということでございます。

3番（西森勝仁君）

ありがとうございます。この交付税、これだけコンピューターが発達した時代でありますから、入っっちゃうか入ってないかはもうわかりやせんろうかとは思いますが。前は、もう30年そこらも40年くらい前は、県が入っちゃう、ここへ入っちゃうというたら、もうひもときようがなかったわけですけども。今やったら、ものすごくコンピューターが発達していますので、ここへ何ぼ入っっちゃう、こういうふうには計算できるのかできないのか、お伺いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。普通交付税のほうにつきましては、普通交付税の算式等ございますので、その算式の中で計算が町のほうでできるということであれば、その数字についてはできると思います。

ただ、この中にいくら入っておるといふ、その基準の額自体を国が定めてる場合は、ちょっと町のほうでわからない場合もありますので。あと特別交付税につきましては、ルール分等につきましてはこのような金額で、こちらのほうは要望いたしますけれど、最終的な決定自体は普通交付税を出した後の特別交付税の予算の中で県が県内全体の特殊事情を鑑みて計算するという事になっておりますので、こちらのほうから出した要望額ということとは把握はできるとは思います。以上でございます。

3番（西森勝仁君）

おおむね了解をいたしました。時間もあんまりありませんので次

にいきます。

平成 31 年度の当初予算であります。予算規模としましては昨年より 2 千万ちょっとぐらいが減っているということですが、私がこの内容を見る限りですね、特段、もう目玉的というか、そう大した特徴があるようには思えませんが、いや、そんなことはない、ここがこういった目玉がある、あるいは、これは町民生活あるいは暮らしに役立つ予算、こういうものがあれば教えていただきたい。

また、今年の 12 月議会で町長は、防犯カメラの設置について、15 基つけてくれると答弁がございましたが、ことしの当初予算を見ますと、総務管理費の中に防犯カメラ設置の工事費として 255 万 8 千円が計上されていると思っておりますが、これは何基分で、どこに設置する予定か、また、私は、多分あれをつけるとしたら 1 基 80 万くらいかかると思っておりますので、全部つけたら 1,200 万くらいかかるんじゃないかというふうには思っておりますが、また、これが何基分かわかりませんが、補正対応するような予定はあるのか、予算のことは予算審議で聞けばいいという方もおられるかもわかりませんが、質疑は 3 回しかできませんので、一般質問でお尋ねをするところです。御答弁願います。

総務課長（麻田正志君）

それでは、最初に、防犯カメラの当初予算に計上されております防犯カメラの分につきまして、お答えのほうさせていただきます。

本年度の当初予算のほうに計上しております防犯カメラの位置につきましては、3カ所ということをお予定しております。場所につきましては、31 年度におきましては小中学校、こちらのほうの未設置のところを設置するという予定にしております。場所は黒岩小学校、加茂小中学校、佐川中学校の周辺に設置する予定としております。残る尾川小中学校のほうにつきましては、教育委員会のほうで、県の県警からの補助金を活用して設置するようになっておりますので、あと斗賀野小学校と佐川小学校については既に設置済みということになっておりますので、平成 31 年度において全ての小中学校周辺に防犯カメラが設置されるという予定としております。

あと、残る箇所につきましては、総務課のほうで取り組んでおりますほかの事業等も考えまして、これからいつの年度に取り組んでいこうかということを検討していくということにしております。

あと本年度における主要な事業とかにつきましては、町長の行政報告にありましたように、総合計画における分野ごとにいろいろな事業について取り組んでおります。いろいろ、今年度の経常経費につきましてはシーリングの枠とかを設定するというので、あと特定財源の活用とかも用いまして一般財源自体を圧縮するということはできておりますけれど、その中で教育分野におきましてICTの活用等を含めましたタブレット端末を購入であるとか、そのような分野の予算も計上したような予算の規模になっておるんじゃないかなろうかというふうに考えております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

3カ所の今、御説明をいただきましたが、この前の自治会長の会合のときにですね、総務課から提案をさせていただきました設置箇所、これについて協議をしたわけでありますが、佐川中学校の予定しているあそこについては、学校の生徒対策だけになるので、一般の防犯対策、犯罪の予防のためには、もっと下のほうにつけてもらいたい、こういう要望があつておつたと思います。

そして加茂小中学校の下付近という答弁でしたけれども、加茂の教育長に聞きますと、学校にはもう2つあると。学校周辺には2つあるからここには不必要だからもう少し違うところへ。こういうふうに言っておりますが、そこらあたりの情報収集はどうなっているのか、あわせてお伺いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。佐川中学校につきましては、佐川中学校周辺ということで、まだ具体的に中学校の校門につけるであるとかそういうことはまだ決めておりません。あと加茂小中学校につきましては総務課のほうで確認もいたしましたけれど、校内向けのほうには設置してありますけど、あの下のほうには、こちらのほうで確認したところはなかったということでありましたので、そちらのほうを入れておるといような現状でございます。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

そのあたりはちょっと、もう1回精査をしてつけてもらいたいと思います。まだ5分の1ですので。後の事業もよろしく願いたいと思います。

続きまして、これは前にも一般質問をしておりましたが、佐川町役場、この職場環境の整備でありますけれども、自分たちの職場の

環境、川の周辺も含め、そしてこの庁舎周辺の雑草、整理も、これはもう、こんなことはね、自分たちで簡単にできることですので、自分たちでやったらと。庭木の剪定も、伸びる前にちょんちょんと年2回くらいやったらどうかと、こういうことを言っておきましたところ、町長答弁は総務課長に聞いて相談する、あるいは越知の土木のことだと思えますけれども、こういったところに相談するということでありましたけれども、そんなおっこうな相談らせいじゃち、自分らのことは自分らでやればいいと、これは多くの町民がそう言っています。

この築山も、いろいろ今やってもらってありますが、かずらもあれに巻きついちゃった、カヤも出てくる。そのカヤに今度はあのかずらが巻きついて上がっていく。何ぼ言うたち、カヤばあのけたら、カヤとあのツルはのけたらどうじゃおうと。

私は、以前、雑草と言うてある先生に非常にお叱りをいただいたことがあります、あれは雑草じゃないと。野草であると。こういうことでありましたけども。

私が今から30年くらい前に、今、役場周辺築山辺に牧野関係の植物なんかを植えておりますが、私が同じようなことを大分やっております。スエコザサも、あれは私が一番最初に植えたものでありまして、ササはあちこちへはびこるということはわかっておりましたので、あの石の石灰岩のところのあのこれだけのエリアだけに深い穴も掘りまして、また鉄板で囲うてやっていたけど、その下を通して伸びていくものですから、しまいには手に負えなくなって、あそこの一部だけを残して業者に枯らしてもらった経緯もありますけれども、自分たちでこういったことも含めてですね、できることはやったらいかなものかというふうに提案しておったわけでありまして、その後どのように話されたのか、御答弁を願います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。庁舎の周辺につきましては、現在でも年に1～2回程度職員のほうで、草刈りのほうは実施させていただいております。

あと、シルバー人材センター、こちらのほうの御厚意によってボランティアで年に1回程度、草刈りとか庭木の剪定のほうを行っていただいております。来年度以降におきましても、この草刈りにつきましては職員のほうで継続してやっていきたいというふうに考

えております。

また、役場の前の河川の雑木とか雑草につきましても、来年度以降、できる限りこちらのほうで対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

シルバーなんかにも協力を得てボランティアでやってもらっているということですが、私も、かわせみと、それからこの庁舎とそして遊学館をシルバーがボランティアでやっていますが、私もそれも参加はしています。

それはそれとして、この役場の前の川の中に2～3本ネムノキのようなものが生えてきて、もうこれくらいになっています。あれがどんどん大きくなりますと、もくずなんかひっかかって、またこの庁舎まで浸水してきたら、前にも言いましたように大したBCPも持ってないのに、ここが浸かったら、パソコンなんかも浸かったら大変だと思います。これはもう人災ということになりますので、あの木なんかは、簡単に切って、自分らで、河川管理が県だといっても自分らで迷惑になるものは切ったらどうかと思いますが、いかがですか。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。そのあたりについても、こちらのほうで切れるということだったら切らせてもらうようにしたいと思っております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

前から言っておりますが、ちっとも事が進まんというように感じるわけですが。簡単なことですので、県が切れんいうたら、あんなものは、本当言うたら、土砂も上げてもらいたいと思うところですけども。そのあたりをちょっと、つちをきかしてもらいたいと思います。

次に、ほとんど時間がないので、桜座の借地の関係、あれはもう随分になりますので、120何万ずつとこう払っているわけですが、あれはもう買収さしてもうたらと、前にも相談をしておりましたが。その話はどんなふうになっているのか、相手があることですので、なかなかそうもいきませんけど。これから永遠にあれを払うていかないかんいうたら、大変だと思います。

純然たる町税の中から払わないかんので、売るものは売る。買う

ものは買って整理する。こういうことを私は思うわけですが、どう
いうふうになっているのか、御答弁願います。

教育次長（片岡雄司君）

西森議員の御質問にお答えをさせていただきます。12月にですね、
一般質問でいただきました桜座の借地の用地につきましてお答え
をさせていただきます。

2筆ありまして、1筆目、国道に面した緑地304平米につきまし
ては、ことしに入って、現所有者との最初の交渉では、土地の鑑定
の結果によりまして、条件が合えば売却してもよいとの返事をいた
だいておりましたが、その後ですね、2月の末、先月の2月の末に、
その地権者の管理している方が家族と協議した結果、売却しないこ
とにしたとの連絡がありました。

そして2筆目の桜座西側の駐車場の1,277平米につきましては、
交渉の当初から売却はしないとの返事を得ております。それにより
まして、現段階では2筆とも売却することは困難な状況ではありま
す。が、今後も粘り強くですね、買収に向けて交渉を続けていき
たいというふうに考えております。

議長（永田耕朗君）

西森議員、あと持ち時間が1分となっております。

3番（西森勝仁君）

今、御答弁いただきまして大体のことはわかったわけでありま
すが、今申し上げましたように、未来永劫に120何万払うていかに
いかんとなると、本当に大変な負担になっていきますので、努力を
してもうて、何回も足を運んでもうて、何とか買収してもらえよう
に、前は、もう売ってもいいよと、事はわかった、売ってもええと
いうようなことでしたけども。両方とももう所有者が亡くなられま
して、代が変わっておりますので、事情も変わってきているとい
うことは重々承知できます。また、粘り強い交渉をお願いしたいと思
います。

通告しておりました残余の質問につきましては、またいずれの機
会にさしていただくことといたしまして、今回はこれで一般質問を
終わります。どうもありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、3番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

休憩前ですが、午後、私、所用のために席を外したいと思います

ので、議事進行を松浦副議長に議長をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

ここで、食事のため1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時30分

副議長（松浦隆起君）

議長を交代をいたしました。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

5番、坂本玲子さんの発言を許します。

5番（坂本玲子君）

5番議員の坂本です。通告に従いまして質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず第1問目、産廃施設についてお伺いいたします。

昨年12月、県は産廃施設の最終候補地を佐川町に決定しました。町はその決定を受けとめ、住民の不安を解消できるよう、また安全な施設になるよう努力をしていくとの考えだと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。今、坂本議員おっしゃられましたように、坂本議員のおっしゃるそのとおりでございますが、住民の皆さんの声をしっかりと受けとめていきたいというふうに考えております。以上です。

5番（坂本玲子君）

2月に、町内各所で説明会や話し合いが行われました。もちろん課長は全ての説明会等に参加したことと思っておりますが、町民の声はどのようなものがあったのか、反応はどうだったのか、まず、お聞きします。

町民課長（和田強君）

お答えさせていただきます。加茂地区における意見としては、まず候補地選定方法に関して、1カ所に絞り込む際に、津波による通行の支障を評価しているが、この点は最終候補地3カ所からの時点

ではなく、一次評価において 104 カ所に絞り込む際に評価すべきである、とか、廃棄物の安全性に関しては、搬入される廃棄物が安全で適正なものとなるようチェックを行い管理をしていくことが重要である。水に関する事として、水質の基準はクリアして安全だが、よい水でないのは確かであるので、流してもよい水でも管理をしてもらわないといけない。また、長竹川の浸水対策に関しては、河川改修はぜひ実施してほしいが、示された案を全て実施することが可能なのか。地域振興策として町道の補修や拡幅工事をしてもらいたい、などの意見がありました。

また、加茂地区以外では、選考過程について、佐川町加茂以外の最終候補地 2 カ所は、進入路を新設しても周辺に影響があることは最初からわかっていたのではないかと、や、業者の利便性を重視し、選定範囲を高知市中心部から 1 時間圏内に絞ったことは納得できない。そのことに関して、選考委員会の委員からは、疑問の声はでなかったのかなどの意見があった一方、佐川町がよくなることならよいと思う、との意見もありました。以上です。

5 番（坂本玲子君）

町長の行政報告の中にも、その反応の声がありましたし、また課長からもいろいろと声を聞かせていただきましたが、住民の方々が不安をまだたくさん持っているっていうことは事実であると思います。

ところで、県が最終候補地に選んだということは、今後の土地の調査等で問題がなければ佐川に決定するということでしょうか。また佐川町は決定されたら、それに従うということでしょうか、その辺、明確にお答えをお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。県のほうでどのような過程で決定するのかということについては詳しく説明は受けておりません。町としましては、これまで一貫して公平公正に、客観性を持って県のほうが決断をしてきたことに対して、町としては県の決定を真摯に受けとめたいという答弁をさせていただきましたが、最終決定を県が出された際にはですね、町としてはその決定を真摯に受けとめたいというふうに考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

真摯に受けとめるっていうことは、県が決めたときには佐川町も

それに合意をしてやるという意味ですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。やるのはあくまでも県ですので、町としては受けとめるということになります。以上です。

5 番（坂本玲子君）

やるのは県ですけれども、町の合意がなければやれないと思うんですね。そういう意味で、ゴー、オーケーのサインを出すのか出さないのかの辺をお聞きしています。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。県が決定をした後にですね、町議会の皆さんとも協議をさせていただいて、町としては受け入れる、受け入れない、決定をします。基本的には、県が出した決定に関しては、町としては受け入れるという方向で今、考えてます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

もちろんこれは県の事業ですが、佐川町民の問題でもあります。県の事業だからといって町は関知しないというものではありませんし、町長ももちろん住民のためにという話をされております。町は、もし住民の反対があった場合、どのように対処するおつもりかお伺いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。県に対して、より丁寧ですね、御理解いただけるように、納得いただけるように説明をしていただきたいという願いをしていきたいと考えております。

5 番（坂本玲子君）

本当にこの問題は、ものの言い方が難しい、県がやる事業ですので、佐川町がやるとかやらないとか、なかなか言えないと思いますが、住民が、もし県の説明に安心できなければ、その町としてそれは住民が安心できないから白紙に戻すという選択はあるでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えします。町として白紙に戻すという選択肢はございませんので、県の決定に真摯に向き合っていくということになるろうというふうに思っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

しつこいようで、聞きますが、町が白紙に戻すのではなくても、

町として、県が決めたときに、住民が不安があるから、これはちょっとまだだめですとか、そういうふうなことを言う余地はありますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。どのような事業であってもですね、例えば今、上町で観光振興を進めておりますが、100%の住民の人の賛成があつて進めているわけではないんですね。実は反対をされている方もいらっしゃいます。その中でも町としては多くの皆様に理解をいただいて、これは町のためにいいだろうというふうに判断をして進めていっております。

今後、県がこの管理型の最終処分場の判断、決定、住民の合意ということをごどのように考えていくかということは、県のほうでも考えがあろうというふうに思いますが、全ての人が賛成をしないとやらないというわけではないかなあというふうに思っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

産廃の最終処分場の3候補地の1つに佐川町がなったとき、どう思うか聞かれた3首長の返答を聞いたときに、もう佐川町に決まっているのではと疑っていた町民がたくさんいました。その予想どおり、最後の候補地に佐川が決まりました。県の進め方は、佐川町の住民の気持ちに寄り添っていないという批判も多くあります。

日高の産廃は最短で、平成34年9月には満杯になる可能性があります。後3年6カ月です。しかし、道路や処理場を建設するには2年6カ月が大体必要と言われております。さらに、地権者との交渉やその設計をするには6カ月が必要と言われております。残された期間は、あと6カ月しかありません。

先日のかわせみの説明で、地域の自治会長さんが、住民の意向を言っていました。ほとんどの方が反対の意向であるとのことでした。県は、安心してもらえるように丁寧な説明をしていくと言っていました。もし佐川町に決まった場合でも、町長は、安全な施設になるよう努力をしていくという発言もされています。場所を変更するのではなく、説明で理解を求めるといふことでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。少し質問の内容がわかりにくかったんですが。町として県が決めることに関しましては、今、佐川町加

茂の、今、県が予定をしている場所以外、私としてほかに場所があるというふうには認識をしておりませんので、県が出した決定に関して、それを受け入れていくということになろうと思いますけど。以上です。

5 番（坂本玲子君）

なかなか、そこが難しいようですが。産廃施設についてですね、佐川町でも、安全な施設になるよう努力をしていくという発言をされましたが、佐川町では、現時点で、どういった検討がなされたか、また危険性をどのように考えているのかお伺いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。佐川町としては、県の説明を受けて疑問な点、心配な点について県に質問をして、県から回答でいただいているという状況です。以上です。

5 番（坂本玲子君）

そのときに、どういったことをお聞きをしているのか。例えば、本気でやっぱり危険性についても、いろんな住民の方がいろんな危険性を述べておられます。やっぱり町も本気でその危険性について考える必要があるのではないかと思うのです。

国の基準を守れば安全というわけではありません。現に、安全と言われ続けてきた原子力が、原子力発電所が爆発し、今も居住できない地域が発生しその廃棄物処理のめどもたっていません。高濃度核廃棄物の最終処分場を佐川町には設置しないと、町長は発言しています。

それは国がいくら安全だと言っても、その保証がないためではないかと思うのです。町独自に、産廃施設の危険性についてしっかり検討していく姿勢が必要だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず、管理型の最終処分場と原子力発電所は基本的に違うということをこの場で申し述べさせていただいた上で、町としても本気にリスクを考えました。その都度質問もしました。ただ、もう漏れもなくですね、全て聞けるかどうかということは、これは人間のやってることでありまして、ひょっとしたら気づいてない点もあるかもしれません。

ただそれは、町としては真摯に、真剣に向き合ってますね、疑問

に思ったことはその都度、質問を投げかけて回答を得てですね、納得をするというそのプロセスは丁寧に踏んでおりますので、そこは理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

5 番（坂本玲子君）

町もいろいろ考えてリスクを聞いたと。どのようなリスクがあると思われましたか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。遮水シートの件ですとか、水が本当に漏れないのかどうなのかですね、あとは、やはり持ち込まれる廃棄物が本当に規定されてる有害でないものが持ち込まれてるかどうかのチェックをどのようにするのかとかですね、そのようなことは質問させていただいて、技術的にですね、これから進歩も見込まれますので、そういうチェックがもっと機械的に精度よくできるようにならないものですかねという、そういう提案、投げかけもしております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

わかりました。私はですね、本当に、この処分場で一番心配なのは石こうボードのことを心配しています。この石こうボードは、最初は安定型の廃棄処分場に廃棄されていましたが、それが、管理型処分場に埋め立てられるようになりました。その理由をお聞きします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。過去に、国内の産業廃棄物安定型最終処分場におきまして、排水ピット内で作業をしていた作業員が発生した硫化水素ガスにより中毒死するという事故が発生をしました。その原因が埋め立てられていた石こうボードにあるとされたことから、国のほうで廃石こうボードの埋め立て処分方法等について検討が行われました。

その結果、管理型の最終処分場に埋め立てるということになったというふうに調べました。以上です。

5 番（坂本玲子君）

石こうボードにはですね、硫黄分が含まれていて、特殊な状況、県の説明では空気が少ない地中で水分や養分が供給され、特殊な細菌、硫酸塩還元菌が存在するなど、いくつかの条件が重なった際に硫化水素が発生すると。そういうことで、硫化水素を吸って死亡事

故があって、管理型処分場で処理をするようになったと、そういうことだと思いますが、硫化水素は非常に猛毒で10ppmで死に至るといふような物質です。それに対してはどのようにお考えでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。どのようにお考えでしょうかという質問のされ方に、どのように答えようと今考えておりますが、物質に、化合物になる中で、危険な状態になるなということは確認しております。ただ、しっかりと管理をしていくということが、やはり人間の経済活動の中で、社会活動の中で、やはり課せられている責任ではないかなというふうに考えております。以上です。

5番（坂本玲子君）

今日の高の産廃施設では、管理中は実は水も土もありませんので、その心配がないかと私も思ったのですが、空気を送って還元性菌が活発に働かないような措置をしています。やっぱりその危険性が、そういう中でもあるから、こういう空気を送って、現実的には管理をしているという状況なんです。

私は、管理をしている間にはその危険性は非常に少ないかと思いますが、満杯になって土とシートをかぶせ、屋根を取り除いた後を心配しています。県は無害化してから管理型の施設を閉めると言っていますが、その状態では石こうボードは無害化されたとは言えません。

平成27年度、1万2千トンの埋め立が行われていますが、その内約3千トンが廃石こうボードです。埋め立ての約4分の1が廃石こうボードであります。これほど多いと、非常なリスクがあると言わざるを得ません。やがてシートは破れます。そこから水がしみ込み、菌と反応したと考えますと、危険と言わざるを得ません。

少量の石こうボードでは、その危険性は少なくなります。しかし毎年3千トンも埋め立てられる。さらに今後はその量が6千トン以上になると予想されています。廃石こうボードの量をできるだけ少なくするために、その再利用ができるような、再生工場が必要です。県外では既にできていて、高知県からも運んでいるとお聞きしました。

さらにそういう再生できるところを増やして、できるだけ管理型の処分場に持ち込まないような努力が必要だと思います。

この件に関して、県は、どうするつもりなのか、また町はどのような提言を県に上げていくのか、お伺いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。県がどうするつもりなのかということにつきましては、現時点ではこうするということを確認をしておりますので、私のほうではわかりません。

ただ、町としましては、リサイクルできるものは極力リサイクルのほうに回してほしいと。リサイクルできるように努めることがやはり責務じゃないでしょうかということはお伝えさせていただいておりますので、現実的にも今、県外のリサイクル工場のほうに回してる分もありますので、しっかりとリサイクルできる方向で取り組みをしていただきたいということは言い続けたいと、そのように考えております。以上です。

5番（坂本玲子君）

できるだけですね、再利用できるものは再利用できるようにやっていくということが大事だと思いますし、県も多分その方針でやると思います。けれども減量することは必要ですが、なかなかゼロにはなりません。管理型最終処分場が満杯になり、管理を終了するとき、どうすれば将来的にも安心なのか、そのしまい方の研究が必要だと思います。終了させるためには埋め立てられたものから有害物が出ないこと、これ以上変化しない状況であることが必要です。石こうボードは、今のままではこれに当てはまりません。管理中は石こうボードには水をかけず空気を送ることで菌の活動ができないようにしています。ところが終了すると、空気を送ることがなくなります。シートはいつか破れます。知らない間に硫化水素が発生し、死亡事故が起こる可能性もあります。

県は、以前、鉍滓等による発火問題が起きたとき、その発火が起きないようにするのに、前もって発熱させ、埋め立てた後に発熱しないような解決策を実施しました。石こうボードに関しては、管理中は反応が起きないように空気を入れ、水を遮断しています。しかしそれでは不十分で、逆に受け入れ時に嫌気性菌が活発に働く状況をつくり、反応を促す、硫化水素を先に発生させ、それを集める。残ったものは無害化されている。そういう状況をつくれば、埋め立て後も変化をしないことが明確で、安心できます。それについては、どんなにお考えでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私自身、研究者ではありませんので、明確にこうです、と言い切れるものはありませんが、今、坂本議員からお話しのあった件につきましては、県にしっかりと伝えて、心配のないような管理をしっかりとさせていただきたいということを伝えていきたいと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

私も専門家ではありませんので、これがベストであるというふうなことではありませんので、やっぱりそういうしまい方、入れ方っていうのその辺の危険性について認識をすると同時に、きちっとそういう、どうすれば一番いいのかっていうのを考えるっていうのも、安全な産廃施設にするといった町長の意に沿っていると思いますので、ぜひ、その辺のこともぜひやって無害化をしていただきたいと思います。

昨年度、大雨で、大災害が日本各地に起きました。大きな屋根つき建物は、雨が降ったとき、水の流れを変えます。地面にしみ込んでいた水が地上に流れ出すのです。県は、汚水をためる調整池をつくりコントロールすると言っています。しかし最近、激甚災害となっている地域では、予想をはるかに超える大雨が降っているのです。調整池についても、しっかりと検討しなくてははいけません。将来に禍根を残さないためにも、そのあたりの危険性、対処法を県とともに研究していくことが必要だと考えますが、その辺についての覚悟はいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。調整池に関しましては、研究するという部分ではないかなあというふうに思っております。これはもう想定をしてですね、想定をまたさらに上回る雨が降ったときにでもためられるような容量のものをつくるということでしかないというふうに思っておりますので、そこは県もしっかりと、設計をするときに雨量についてはしっかり吟味をしていきたいというふうに言っておりますので、その内容をしっかりと見ていきたいなあというふうに思っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

町長は、そういう水に対しては多分わかっていると思いますので、そのわからない部分もあると思いますので、いろんな方と

ことを考えて危険性についてもしっかりと追及をしていく姿勢をしていただきたい。

ぜひですね、住民の不安がないように、しっかり話し合いを行い、もし危険があるのなら、潔く候補地辞退をする。さらに、もしも管理型の最終処分場が佐川にできても、将来的に安全が保証できるよう、最大限の努力をしていただきたいと思います。

以上で、産廃施設についての質問を終わります。

次には、ぐるぐるバスについて御質問いたします。

ぐるぐるバスが正式に運行しだしてから1年以上がたちました。ある一定運行を続けなくては、その成果の判断は難しいと思い、質問は控えていました。ぐるぐるバスの現在の状況、利用状況、町民の反応等をお聞きします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

坂本議員のぐるぐるバスの現状につきまして、質問につきましてお答えをさせていただきます。ぐるぐるバスについては、本格運行を開始してから1年以上たちました。

現状のですね、利用者数の実績等をですね、お話しをさせていただきますと、まず本格運行当初の直後でありますけれども、これの乗客数、平成29年の11月の実績を申し上げますと、全部で9路線の合計の利用人数が11月1カ月で502人です。対しまして、昨年12月、平成30年の12月現在ではですね、合計の一月間の利用者数としては679人ということで増加をしております。

少し詳しく御説明しますと、各路線の状況はどうなっているかということも少し申し述べさせていただきますと、昨年12月現在でですね、これは一便当たりの利用者数ということでデータをとっております。一便当たりというのは、郊外線に行きますと往復一便、中心部ぐるぐる線については一回りでどれくらい乗っているかという数値を上げてます。

主な路線でいきますと、例えば、加茂荷稻線ですけれども、これは4.0人になってます。それから西山線4.2人。四ツ白線4.1人ということで、この3路線が4人を超えております。いずれも、この3路線につきましても、直後ではですね、本格運行直後では2人台、2.0前後ということで倍増ぐらいになっているということでございます。それから中心部ぐるぐる線につきましても、本格運行開始直後の平成29年の11月では0.9人ということでありましたが、それ

からそれが昨年の12月では1.4人ということで、これも増加をしているということで、ほぼ全ての路線において増加しております。

あと、利用者の方々の声ということで、ことしの1月から2月にかけて、主にですね地域でやっているふれあいサロン、これのところにお邪魔をいたしまして、主に高齢者の方々の声ということになりますが、拾っております。いくつかちょっと御紹介をさせていただきたいんですが。これは、多くの声がこうあったということではなくて、こういった声があったということですが。

例えば、飲み会に行くのに使ったであるとか、あるいは、加茂だと思ふんですけれども、日高村の方も乗ってくださっているという声がありました。それから、以前スクーターに乗っていましたが、ぐるぐるバスにかえたという方もおいでます。ある地区のサロンではですね、何人かでお弁当を持ってぐるぐるバスでどっかへ出かけてみようという前向きな御意見があったりと。それから何かイベントと連携してみたらいいねというお声もいただいています。

それから、郊外線については、今ほぼ週1回ということになっていますが、できれば週2回来てもらいたいであるとか、あるいは料金のことで、郊外線多く使いますと400円かかりますけれども、ちょっと高いよと。逆に安くて助かっているという方の御意見もありました。

また別のバス路線への乗りかえ、これは恐らく黒岩観光さんが運行している例えば仁淀川町行きのバスであるとか、そういった分だと思えますが。乗り換えを便利にしてもらいたいなというふうな声等々ございました。

バスの利用の実績と住民の声はこういったところでございます。

5番（坂本玲子君）

ぐるぐるバスの運行についてお聞きしましたところ、職員の方々の努力があると思えますが、また住民の認知度が上がり、昨年度と比べて乗車数が少しずつ伸びていることがわかりました。

ぐるぐるバスは交通手段のない町民の足となるため、運行されるようになりました。多くの町民の方が使ってくれることで、その存在意義が認められます。ぜひこれからも、さまざまな工夫をし、多くの町民の方々が喜び、便利に使える存在になってほしいと思っています。

まずは利用者をどう増やしていくかですが、何かどのように考え

ていますか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。このぐるぐるバスの利用者、徐々に増えているとはいえ、まだまだだというふうに認識をしております。その中で、地域公共交通会議の委員さんにもお話をいただいておりますが、特に今後ですね、来年度、主に重点的に取り組みたいということでいくつか申し上げますと、1つは百歳体操とかあるいはあったかふれあいセンター、こういったもの、実際にあったかふれあいセンターではお出かけ日を設けてですね、利用促進していただいているところもございしますが、そういった各地域の拠点とかそういった集まりのところ、連携をさせていただいてお出かけイベントとかそういったところをですね広めていきたいというふうに考えております。

それから、特に中心部ぐるぐる線、これらの利用というのが1つの大きな課題であるというふうにも考えております。これについては、中心部ぐるぐる線というのは、主に病院であったり、量販店であったりというところの停留所を構えておりますので、例えばその町内の量販店等とですね、これも連携をしながら、こういったダイヤの使い方ができますよとかいうふうな周知をですね、もう少ししていきながら、利用者を増やしていく方策も考えていきたいと思っています。

あとはですね、例えば牧野公園であるとか、来訪者増えておりますけども、まだまだ町民の方々訪れてほしいなあという施設、というか名勝等もございしますので、そういったものもですね、例えば、郊外線とぐるぐる線を両方使っていただいて、町内のいろんなところに出かけていただけるというふうなこともあわせて、これは周知の仕方だと思いますけれども、そういったことも、例えば、広報に継続して載せるであるとか、いろんなところでですね、周知をさせていただきたい。こういった取り組みを含めて、利用者の増加というのを図っていきたいと考えております。

5番（坂本玲子君）

さまざまな案を検討されているということですが、バスの利用者にお聞きしましたところ、病院とかサンシャイン、サンプラ、マルナカなどの量販店、かわせみ等で今、現実的に利用をしている方がいて、待っている方がいます。しかし、病気の方とかお年寄り、停留所のところで立ってずっと待つのは大変だ、暑い夏や寒い冬は

なおさらです。しかし、バスはぐるっと回るだけですぐ行ってしまい、待ってくれないということをお聞きしました。そんなところでは少しとまって待つとか、建物の中に入って、御利用の方はいませんかと聞いてくれれば、その方たちは中で待つことができるというふうな御意見がございました。道路の真ん中でとめるっていうのはなかなかできないかと思いますが、そういう一定広い場所では可能です。ぜひその辺のサービス強化もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。今、町がぐるぐるバスとして運行しているものについては、地域公共交通ということで、走らせて、路線とダイヤ、時刻をですね設定をして走らせていただいております。ですので、なかなか現状、その運転手さんがですね、例えばその施設の停留所へとまって中の様子を見るということは現実的にできないというふうに思っています。

ただ、停留所ですら、一旦停止をするとか、そういった今のダイヤの中で対応できる範囲がございますので、そういったところについては、運転手さんとも話をしながら対応していきたいと思っております。

5 番（坂本玲子君）

なかなか中へ入るのは難しいということでしたら、例えばとまる時間を少し長くして、中にいる人でもゆっくり歩いても来れるぐらいの時間の停車をしていただければ助かると思います。

もう1点、今はバスを利用していなくても、何年か後には利用しようと思っている人がいます。その方たちに、事前にその経験をしてもらうことで、そういう、車からバスへの変換がうまくいくのではないかと考えます。

楽しい経験でその準備をするために提案したいことですが、例えば1日乗り放題券、あるいは1カ月乗り放題の券の創設をしてみたいかがでしょうか。1人でも利用を増やすことが必要です。まず乗ってもらうことが大事です。乗る楽しさを知れば、利用者も増えてきます。

そういうふうな、今、本当は必要ないけれども、先ほど課長が言ったように、例えば斗賀野の方が尾川の峯まで行って帰ってくると、そういうことを計画するのに、1日乗り放題券なんかがあったら、

あ、あれを使って行こうねっていう楽しい気持ちになって、経験が増えると思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。今の時点ではですね、回数券、今その 50 円券 24 枚つづりというのを 1 種類だけ発行しております。今の時点ではその種類をいろいろこう、増やすとかってということについては具体的に考えてはおりませんでしたけれども、先ほどこちょっと坂本議員さんからですね、新しい提案というか、使い方も含めて御提案ございましたんで、事務局等と、あと地域公共交通会議とかいうことで話をさせていただきながら、検討してみたいというふうに思います。

5 番（坂本玲子君）

ぜひ、いろんな工夫をすることで利用者の増加につなげていていただきたいと思います。

次に、経費についてお伺いします。

ぐるぐるバス運行に必要な経費及び補助金を除いた町単独の経費はどれくらいか。また福祉タクシー券及びガソリン券で 29 年度と 30 年度でどれくらい費用が増加したのか、お聞きします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。ぐるぐるバスについての運行経費を申し上げますと、年間 2,200 万円程度の委託料がかかっております。その内、国の補助金というものが 400 万円程度、2.0 人の補助基準がありますけれども、それを全てクリアするとすると、400 万円というのが国の補助金としていただけます。それから利用者の方の利用料金というものが年間 100 万円前後ですので、それを差し引いた 2,200 万からですね 400 万と 100 万円ですね、500 万円ですか、差し引いた金額が残りの町の持ち出しというふうになります。

ただ、この運行経費に町の持ち出し分についてはですね、地方交付税としてその 8 割が算入をされるという算式になっております。ちょっと申しわけありません、今、計算がちょっと、手元にないので、具体的なその数字を申し上げられませんが、算出としては、一般財源としては町の持ち出し分の、町の一般財源の 2 割というものが実際の持ち出しになります。

平成 29 年と 30 年の経費の比較ということでよろしいでしょうか。

今ちょっと、ごめんなさい、実際の経費についてはですね、算出

したものがございませぬけれども、ぐるぐるバスに限って言えば、平成 29 年の 10 月からの本格運行ということになりますので、29 年度と 30 年度と比較すると、倍の経費がかかっていると。本格運行に関しては。ということにはなりません。

ちょっと申しわけございませぬ。お答えになっていないかもわかりませぬが、以上です。

5 番（坂本玲子君）

1 点目のお答えはいただきました。もう 1 つ聞いてたのは、福祉タクシー券及びガソリン券で、29 年度と 30 年度でどれくらい費用が増加しているのか、お伺いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

坂本議員の御質問にお答えします。ちょっと、詳しいですね、資料的なですね、数字聞いてなかったもので、ちょっとこの場でわかる数字だけをお答えしたいと思います。

平成 30 年度の当初予算で、福祉タクシー券とガソリン券の金額は、793 万 9 千円。今後、この定例議会のほうに出してます平成 31 年度の金額につきましては、573 万 9 千円ということで、220 万円の減額ということにさせていただきます。

これは、本年度です平成 30 年度よりですね、制度の見直しを実施した結果ですね、本年度のまだ今途中なんですけど実績に基づいてですね精査をした額ということで 220 万円の減額しております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ちょっと聞きたかったことと違うお返事でしたので、私のほうで調べた話をしますと、福祉タクシー券、ガソリン券を今年度から充実をさしました。その結果、予算ベースで 29 年度より 30 年度が 100 万ぐらい多かったのではないかとというふうに理解をしています。その利用が少なかったために来年度はもっと少なくなったということをお課長が今おっしゃってくれました。

ぐるぐるバスのことは、設計のときから福祉の観点での運行でなかったために、今年度、そのそういう福祉タクシー券等を増額して予算も膨らんだと。ぐるぐるバス運行での補助金を除いた町単独での支出額は、係の方に聞きますと約 800 万くらいかなという話だったと思いますが、それに、タクシー券などを足しますと、やっぱり予算がどんどん膨らんでいくと。いくらでも予算があり、

使い放題ならそれでもいいかもしれませんが、少ない予算で効率よく町民のためになる施策にしていくことが求められています。

現町長になってからですね、佐川地区を除く4地域に集活やあったかができました。これは新しい事業ですが、これにかかる経費をまずお伺いします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

まず、そしたら集落活動センターに関する経費について、私のほうから御説明いたします。

集落活動センターについては、1点目は指定管理料というものが発生いたします。これについては1カ所当たり150万程度だったというふうに認識しております。それが4カ所になります。そして後はですね、集落活動センターを運営していくといたしますか、地域のですね活性化を図るために、集落支援員というものを置いております。これについては、各地域一人役人分ということで、これは地方交付税、特別交付税の措置がある350万円、年間1人当たり、これの範囲内で予算を組んでおりますので、350万円掛ける4地区ということで、それを集落活動センターの経費と合わせて、集落活動センターに関連する経費ということで、その金額がかかっております。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。あったかふれあいセンターの経費ということによろしいでしょうか。

平成31年度の経費ということによろしいでしょうか。

尾川のほうが743万3千円。斗賀野のほうが1,071万9千円、黒岩が863万3千円。加茂が830万7千円で、合計がですね、3,567万4千円で、前年度よりですね59万3千円増額となっております。

この内訳、財源内訳につきましては、半分が県補助ということになっております。以上です。

5番（坂本玲子君）

本当にたくさんの、例えばあったかでは約3,500万の半分、それから集活の指定料、これは町がほとんど全部出しているのだと思いますので、2千万以上のお金がそこに必要となっております。

例えば、その事業について批判をしているのではありません。とても、そういうあったかができた、集活ができたということで皆さん喜んでおいでますが、例えば加茂のあったかでは、週1回お買い物の日を設定して、あったかまでの送り迎えはその担当者がして、

そこからぐるぐるバスを使って買い物をするという取り組みをされています。また斗賀野のあったかでは生活支援の一環として、行き帰りにあったかを利用する人に買い物や通院支援を行っています。

斗賀野での利用数は月 30 回から 40 回になるそうです。これ、すばらしい取り組みだと思うんですが、自分でバスの乗り降りができるんならば、バスを利用する。乗り降りや買い物が 1 人では困難だったら、そういう生活支援を使うと。そういう活動が全域に広がりますと、今行っているぐるぐるバスの利用も増えるんじゃないかと。またその今は全地区網羅をしてバス路線を構えています。そういうあったかを利用することで、あったかまでの運行でよくなる可能性も出てきます。

そうすると委託費も大きく減少しますし、法のたてりが、これは違うと思えますけれども、住民がより使いやすくなる、また玄関から玄関までの送り迎えが可能となると。そうすると、松浦議員や私が主張していましたデマンド方式に近づくのではないかと考えるのです。そういうふうなあったか機能の活用についてのお考えをお聞きします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。ぐるぐるバスの運行につきましては、先ほど申しましたとおり、地域公共交通ということで 1 つは交通の空白地区をなくすという取り組みの中で、全町 9 路線、それから黒岩観光バスの路線も含めて、ダイヤ、それから路線の設定をしています。おっしゃいましたあったかふれあいセンターの送迎機能というものについては、あったかふれあいセンターまで来られない方、なかなかぐるぐるバスの利用もできないような方についてですね、あったかふれあいセンターの機能として取り組んでいるというふうにご考えています。

先ほどおっしゃいました質問の趣旨を考えてみますに、ぐるぐるバスの利用をですね、促進していくにはもちろん、今現時点です。ね、あったかふれあいセンターの送迎機能を利用されている方が、仮にぐるぐるバスをもう利用できるという方がおいででしたら、もちろん健康福祉課とかあったかふれあいセンターと連携をしながらですね、ぐるぐるバスの利用促進に向けて話をしていくべきでしょうし、そういったこととあわせて、あったかふれあいセンターの

先ほど言ったような事業のイベントの連携であるとか、そういったところを含めてぐるぐるバスの利用者の増加を図っていききたいというふうに考えております。

ですので、あったかふれあいセンターの送迎の機能が拡充するからといってですね、ぐるぐるバスの路線を、例えば見直しにするというのは、少し難しい、無理があるのではないかなというふうに、現実的には考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

もちろん最初のたてりが全然違うものですから、地域公共交通でやっていくと。それもすごく大事な話だと思うんですけども、いろんな考え方があるよ、と。ポケットにお金がいくらあって、なんぼでもあれば、全部それをすればいいと。けどポケットのお金が決まっている場合は、いろんなことを活用してやっていく必要があるんじゃないかという話を、私は今、さしていただきました。

今の時点では難しいかもしれませんが、そういうふうな柔軟な考えで、町の予算を減らしていくということもやっぱり必要ではないかと思えます。

その辺は、すぐには難しいかと思えますので、その辺、柔軟に考えて、お母さんが家計簿をつけるのに、女の人ね、本当に1円でもどうやったら安くなるかっていうのを考えるんですが、やっぱり町の執行部は、1円でも安くっていう、しかし誰一人取り残さない行政をすると。その両方を満足させるためにはどういう工夫ができるのかということをやっていく必要があると思えますので、ぜひ、今後、考えていただきたいと思えます。

別の観点からお聞きします。2月7日の新聞に佐川町での交通事故の記事がありました。また高齢者の事故がたびたび報道されています。しかし、なかなか運転免許返納は進みません。それは、田舎暮らしでは車がないと生活しにくい状況があるからです。

しかし、最近は安全を重視した車の販売がなされています。アクセルとブレーキの踏み間違いでの誤作動を抑止できたり、人を感知してとまる衝突防止の機能がついた車です。高齢者がそんな車に乗れば、事故は大きく減ってくると思えます。あるメーカーの調べでは、事故率が80%減少したとのデータも発表されています。交通事故を減らすため、高齢者の方が、そんな車に乗れば事故は激減します。

そんな話をしていたら、そんなお金はないわね、という話になりました。年金は年々少なくなり生活で精いっぱいでは、機能のいい車を買いたくても買えない人がいること、そこで例えば、70歳以上、あるいは後期高齢者の車の買いかえに、補助を出すような施策の推進をしてはいかがでしょう。これは町単独では難しいのであれば、そういう施策の推進を県とか国とかと一緒に進めていくっていうふうな方法もあると思いますが、その辺のお考えをお聞きします。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。現在、今、坂本議員がおっしゃられましたように、自動車メーカーのほうでは、センサーによって障害物を感知したり、自動で停止する機能を備えた自動車の販売のほうが始まっております。このような優れた機能を搭載した自動車につきまして、高齢者の自動車の安全運転に大きな効果が見込まれる。高齢者だけではなくて大きな効果が見込まれるというふうには思いますけれど、現在のところ、この交通安全技術は、技術競争の途中であるということもあります。近年その性能は大きく、確かに向上はいたしております。

一方、メーカーや車種ごとに性能とか機能とか価格に差があるということも現実であります。そしてその性能につきましては、メーカーの自称値ということになっておりまして、現在のところ国として公証されたものではないという段階になっておると思います。

国のほうにおきまして、一定の安全効果が見込まれる水準に達した技術のほうから保安基準を策定することや、先進安全技術が一定の性能を有していることを国が確認して、その結果を公表するというような制度についての検討が始められているようであります。

このようなことも踏まえまして、町といたしましても、このような動向のほうも注視いたしまして、先ほど坂本議員がおっしゃられますように、国、県への働きかけとかそういうことも踏まえまして考えていくような必要も出てくるのではなかろうかというふうに現在のところは考えております。以上でございます。

5番（坂本玲子君）

ぐるぐるバスがですね、今後多くの方に利用されるバスになりますように、さらなる利用者ファーストの視点で改善を続けていただきたいと思います。

また総合的に施策を運用して、経費節減する努力もしていただき

たいと思っています。先ほど総務課長が言っていただきましたが、高齢者が交通事故を起こさないような、そんな車、そういう施策についても、ぜひ推進していただきたいと思います。

その他の質問に移ります。

福祉タクシー券、ガソリン券に関して一言述べたいと思います。

昨年度、福祉タクシー券や福祉ガソリン券についての制度の改定がありました。タクシー券はその利用ができる対象を広げ、かつその金額を増やし前進しました。しかしガソリン券に関しては、18歳以上では、本人が運転するのでなければ受け取れないようになっていきます。身体障害者の肢体不自由1、2級で、本人が運転できる人がどれくらいいるのでしょうか。身体障害者障害程度等級表では、1、2級の方は上肢や下肢がほとんど使えない人が該当します。

そのお世話をしている人に聞きますと、運転なんかできるわけがないと言っていました。タクシー券利用では、券は1～2カ月しかもたない。後は自費だ。ガソリン券なら自分が連れていける。もっと長く使えるとのことでした。その方は、仕事の合間を縫ってお父さんの世話をしている方です。

それを聞いて私も、そのとおりだと思いました。今年度制度が改定され、内容が充実してきたと喜んでいましたが、自分の考えが甘かったんだなあと思い知らされました。来年度、その辺をもう少し考慮して変更することはできないでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

坂本議員の福祉タクシー、福祉ガソリン券についての質問について、お答えをさせていただきます。

まず、本年のですね4月に改正した内容ですが、主な改正がですね2つありました。1つ目はですね、ガソリン券について、先ほど議員さんもおっしゃいましたように、18歳以上の身体障害者の方が介護運転の場合はですね、対象外ということになりました。原則として、障害者本人が本人名義の車を運転する場合に交付をします。障害者本人の運転が困難な場合はタクシー券の交付ということにさせていただきます。

もう1点は、タクシー券、ガソリン券の枚数のほうを変更しました。これは一部変更してないところもあります。また療育手帳のですね、B2の方を新たに追加し、拡充をしました。

今回のですね、改正に至った背景なんですけど、この制度につきま

しては、障害者等が通院、通勤その他社会活動に参加するための一部助成を目的としまして、タクシー券は昭和 63 年度より、ガソリン券は平成 8 年度に始まりました。当初はですね、運転を行うことができない 18 歳以上の方は、タクシー券のみの交付ということになっておりました。

その後ですね、13 年経過をしまして、平成 21 年度にですね、どのような理由であったかわかりませんが、運転の行うことができないですね、18 歳以上の方も対象とするという改正がありまして、それ以降ですね、ガソリン券について、障害者以外の介護運転の場合において、本人が乗車していないことなど適切な利用をされてないという指摘がですね幾度となくあり、改善のほうを求められてきました。

また 1 カ月の間にですね、集中して利用してるなどのですね、その利用の目的が不透明なことなどの課題がありました。これにつきましてはですね、タクシー券とガソリン券の利用方法が異なり、タクシー券の場合は、乗降時ごとにですね、障害者手帳を提示することになりますが、ガソリン券の場合はですね、給油のときにですね障害者手帳を提示すればですね、給油以外は誰が利用しているのか確認の方法がないということです。

もう 1 つの課題として、タクシー券とガソリン券の交付枚数がですね、手帳の等級により一律の枚数になっているということで、移動の距離がですね、ガソリンとタクシー券では全く異なること、そのほかですね、平成 27 年 3 月策定の佐川町障害者計画第 4 期佐川町障害者福祉計画である障害のある人や家族、関係団体、事業所へのヒアリングなどのですね、主な聞き取りの中で軽度知的障害 B 2 までのサービス拡大を、意見などもあってですね、B 2 について枚数の変更を行いました。

それでですね、本年度の改正に当たってはですね、以前からの課題等に対する改正であります。課内のほうでですね再々検討したり、また身体障害者などとも協議を重ねた結果行っています。今後の改正に当たってはですね、福祉ガソリン券、福祉タクシー券の交付目的であります社会参加などに添い、かつ適正な利用になるよう努めてまいります。

来年度ですね、関係機関への本年度の状況の報告、今後の御意見をいただく中で、改正が必要と思われたときに対応させていただき

たいと思っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

返答ありがとうございます。もちろん、ね、いろんな不正をしている人もいるかもしれませんが、でも、この制度のもととは何だったのかなあと考えるときに、やっぱり障害がある人、そしてその面倒を見ている人が経済的にも大変だから、少しでもサポートしようというできた制度ではないでしょうか。まさに、誰一人取り残さないというふうな考えのもとにやっていることです。

肢体が不自由な人を、1人では病院や買い物に行かすことはできません。一緒に連れて行きお世話をする必要があります。その家族の苦労ははかり知れないと思います。知的障害がある方で、例えば運転免許をとれる方がどれくらいいるでしょう。1人で病院に行ける方はどうでしょう。軽度の方は大丈夫かもしれません。重度の方はどうでしょう。障害のある人は家でじっとしていればいいというものではありません。外に出ていき、ほかの人と交流することも必要です。

例えば、身体障害者ガソリン券変更後は18枚です。ガソリン券18枚は約9千円。ガソリンはリッター150円くらいですから、60リッターのガソリンを入れることができます。リッター10キロで走るとしたら、600キロ。12カ月で割りますと、月50キロ走れることになります。1カ月の移動距離が50キロ。これは多い数字だと思いますか。

さまざまな人間がいます。しかし最も大変な人を助けることが福祉の基本です。今のままでその精神が本当に守られるのか。最も大変な人のことを思いやる、その想像力が必要だと思います。ぜひ、今後、いろんな方の意見もお聞きしていただけることと思いますが、そういう福祉の観点に立って、誰一人取り残さない施策をぜひしていただきたいと思ひまして、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（松浦隆起君）

以上で5番、坂本玲子さんの一般質問を終わります。

ここで、50分まで休憩します。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時50分

副議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、1番、橋元陽一君の発言を許します。

1番（橋元陽一君）

1番議員の橋元です。通告に従いまして質問してまいります。

まず第1問目であります。今、国会で質疑真っ最中ではありますが、今年10月増税予定されてます消費税の問題について、町長の所見をお伺いしたいと思います。

消費税は、日々の生活に直結する税金であり、増税は毎日の生活に深刻な打撃を及ぼします。2017年12月佐川町議会において、消費税10%への引き上げを中止してほしいという意見書が出されました。産業厚生委員会では、意見書を採択しないという本会議での報告に基づきまして、賛否を問う討論で、意見書に賛成の立場から討論も行いました。消費税は、国の税制のあり方にかかわる問題ですが、多くの国民の増税してほしくないとの声も上がり、2回延期されてきております。

私は、昨年3月の議会の一般質問でも、就学援助制度を充実させてほしいという教育長への質問の中で、消費税は所得の少ない方に負担が大きくなる不公平な税制であることも指摘もさせていただきました。

そのとき国会では、生活保護基準の引き下げが取り上げられておりまして、町内の準要保護世帯は子育て世代の半数に及んでいること、消費税が所得の少ない世帯に、より重くのしかかってくる不公平な税制であること。目的税ではないこと。税の負担については支払うことができる力に応じて負担するのが原則であるとして、消費税が導入される段階から不公平な税制であることも指摘させていただきました。

また、社会保障の財源が切り下げされていく中で、生活保護基準の引き下げも行われると、住民税、保育料、介護保険料、就学援助、最低賃金などに連動して、国民の負担は大きくなっていくことも指摘させていただきました。

数字で少し、消費税にかかわるデータについて紹介させていただきます。消費税が1989年に導入されて2017年までに5%、8%に増税されてきた消費税収の累計は、およそ349兆円になります。一方、法人3税の減収累計がおよそ281兆円です。また、所得税、住

民税の減収累計も 266 兆円に及んでいます。

単年度で比べてみますと、1989 年の国税収入が 54.9 兆円。2016 年が 55.5 兆円ですので、0.6 兆円の差がありますが、ほぼ横ばい状態ですが。内訳を見ますと所得税が 21.4 兆円から 17.6 兆円でマイナス 3.8 兆円の減収。法人税が 19 兆円から 10.3 兆円と、8.7 兆円の減収。消費税は 3.3 兆円から 17.2 兆円と 13.9 兆円も増えております。

そして大企業の内部留保、これには保険会社や金融会社も含まれておりますが、2012 年度の 333.5 兆円から 2016 年度には 425.8 兆円と 92 兆円を超えて増額しております。まさに消費税は、大企業、富裕層優遇の税制であると言っても過言ではありません。

消費税が社会保障の充実させる財源ではなくて、大企業、富裕層への減税を補填をする財源になっていることを改めて指摘させていただきます。

今回、10%の増税では、さらに買い物の仕方、カードか現金か、買う場所、買うもの、食べる場所などで税率が分かれていく複雑な税制度の導入に対しまして、複雑な対応の処理、また新たなレジの買いかえなどで、商店街や中小企業の皆さん、大手スーパーのほうからも中止を求める声が広がっております。

安倍首相の、消費は持ち直しているとの増税根拠も崩れてきております。2014 年消費税 8%への増税を契機に、深刻な消費不況が続ки、総務省の家計調査でも、2017 年の 2 人以上世帯当たりの実質家計消費は 2013 年度増税前と比べて年額 25 万円も減っていることが指摘されています。

今国会で明らかになった政府の毎月勤労統計の不正で、昨年の賃金上昇率が大きくかさ上げされたデータをもとに、政府は昨年の実質賃金がプラス 0.2%としておりましたが、かさ上げの影響を除いて計算されたものはマイナス 0.5%だと、国会で指摘されております。

消費税がことし 10 月に 8%から 10%に増税されようとしております。消費税 10%増税がもたらす町民の毎日の暮らしへの影響、町の税収への影響などについて、町長の御所見を伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

町長（堀見和道君）

御質問いただきまして、ありがとうございます。消費税が 8%か

ら 10%に上がって、町民の暮らしがどうなるかと、また税収がどうなるかという御質問ですが、10%になることによって、少し、ああ負担が増えたなあ、ちょっと大変だなあと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、社会保障が保障費がこれだけ上がっている中で増税もやむをえないかなあと思われている町民の方もいらっしゃるのではないかなあというふうに思います。

軽減税率も一定ありますので、受け止め方は町民の皆様さまざまではないかなあというふうに思っております。また町の税収への影響につきまして、税務課のほうで少し算出をしましたが、平成 31 年度におきましては地方消費税分としてですね、前年度比 833 万円ほどの税収増というふうに見込んでます。これは 4 カ月の税収増ということになります。10 月からですね。1 月までの消費税ということになります。

1 年間で単純に計算しますと、2,400 万円程度の税収増と、地方消費税分として増ということが考えられております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

消費税が 10%に増税されていきますと、本当に所得の少ない方への負担がさらに広がっていくかと思えます。今、町長の答弁もありましたけども、今後も意見書等の形で消費税増税をやめてほしいという声が上がってくるかと思えます。ぜひ、町民の日々の生活を直撃する消費税増税について、町民の声にもしっかり耳を傾けていただきますよう重ねてお願い申し上げまして、この質問は終わってきたいと思えます。

2 番目の質問に入ります。

新たな管理型最終処分場についてであります。先ほどの坂本議員や西森議員との質問と重なる点もあるかと思えますけども、御容赦ください。

昨年佐川町 12 月開会日に、全員協議会が開催され、その場では、県は佐川町加茂地区を最有力候補地としての旨の報告を行い、12 月 20 日の県議会で最終候補地に決定した報告をして、佐川町加茂に決定したことを公表いたしました。9 月議会以降、いつごろ確定するかなど、決定までの予定計画も公表せず、新聞報道でしか知らされない状況でありました。そして 12 月 24 日にかわせみで、26 日に加茂の里で、3 候補地から加茂地区に決定した経過などについて地元説明会を開催いたしました。

この2日間の説明会で、両会場ともほぼいっぱいになるような参加者の中から、半永久的に敷設される施設への安全に対する疑問、不安、そして敷設施設が老朽化していく中で、近隣、下流域にもたらしていく住民の生活への影響などを懸念する声が次々に上がりました。その声は、今の世代だけではなくて、50年、100年、さらにその先の次世代がこの地で暮らすことを考えた声であると私は捉えています。

最初に、12月末、県の候補地決定過程や施設に関する説明に対する町の町としての見解、また町民の方々からの質問に対する県の回答に対する町としての見解をお伺いしていきたいと思います。

昨年12月末の2カ所での説明の場で、長竹地区の自治会長をしているという方が、24日のかわせみの説明会では、なぜ、年末押し迫った多忙な時期に、突然知らせてくるのか、自治会長として、住民の声を十分に聞いて回ることもできない。それでもきょうの日に間に合うようにと90人の方に意見を求めたら、72名の方々が反対の声をあげられた。地元の声を何も聞かずに決定するのか、と行政のやり方の理不尽さを指弾されたと捉えています。

その後も、住民の皆さんから、長竹川の上流域に最終処分場を敷設することへのさまざまな不安や疑問の声、質問が出されております。この町民の不安や疑問の声、質問について、また県の回答内容について、町としてどのように捉えているか、お伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。町としましては、県のほうからは、今年度の3月末までには絞り込みたいというお話で説明を受けておりましたが、12月、昨年の12月に県知事が発表されるという話を聞いて、あ、少し早いな、という実感はありました。

ただ、いつ発表されても、その発表の内容を真摯に受けとめるという準備は私自身しておりましたので、しっかりと覚悟を持って真摯に受けとめさせていただいたという状況であります。

また住民の皆さんからは、少し唐突な発表に対する疑問の声ですとか、選定過程への疑問の声、また施設の安全性や水に対する不安の声は、候補地の近くで生活される皆様にとって当然のことと受けとめました。

また県の回答については、住民の皆様の声に誠実にお答えいただ

けたとは思いますが、時間の制約もあり、十分な理解を得るには至らなかったと感じました。このため、2月の話し合いの場では住民の皆様への疑問や不安の声によりわかりやすく、丁寧に説明していただくよう、と町から県へ要請をしたところでもあります。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ありがとうございます。この12月の説明会で、住民からの、住民の意思を無視して進めるのかとの質問に対しまして、県は、住民の合意を得られない段階では、次の段階、ボーリング調査は行わない、と回答したと私は受けとめておりますが、その回答について、町としてはどのように捉えていますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。12月26日の田所部長の説明ではですね、今後のスケジュールについては、仮の話にはなるが、多くの皆様に御理解いただけたと判断できる状態になれば、実際に現地でボーリング等の調査に入っていくことになるかと考えている、という説明をされております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そしたら、その12月の説明会の後、2月の8カ所で行われる説明会が始まるまでの間、このボーリング調査に向けた住民合意を得る手立てに関してですね、県から相談を受けたり、あるいは逆に町のほうから県に要請した事項がありますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先ほども申し上げましたが、12月の説明会において、選定過程について行政と住民の皆様の間での理解にギャップがあることが明らかになっておりましたので、選定過程を最初からしっかりと説明をいただくこと、また水の安全性についてよりわかりやすく説明をしていただきたい、丁寧な説明をしていただきたい、と県のほうには要請をいたしました。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そしたら、そういう説明を重ねながらですけども、ボーリング調査については地元の合意を得るまでボーリング調査については行わないという田所部長の回答は、この段階ではまだ生きているというように捉えてもいいですか。

町長（堀見和道君）

生きているかっていう、その質問がなかなか難しいんですが。県

としてはある程度、一定合意を得られている中で、ボーリング調査は次の段階として行いたい、というふうに言うておりましたので、現時点でまだボーリング調査をしておりません。県としてはボーリング調査をするという決定もしておりませんので、まだそういう状況には至ってないというふうに判断できるかと思います。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そしたら、県が地元の合意を得たと判断するところが重大なポイントになるかと思います。そのことをしっかり踏まえながら質問を続けてまいります。

3カ所に絞り込んだときの説明では、3カ所とも候補地として適した土地だといわれ、その後、12月7日に最有力候補と報告があり、12月20日には最終候補地に決定したとの報告を新聞報道で私も知りました。

その後、24日のかわせみの説明会場では、津波で進入道路が浸水しないのが佐川町加茂地区で、1カ所に絞り込んだという県の説明に対して、会場からはそのリスクは最後につけ加えるのではなくて、最初の段階で想定して選定するべきではなかったか、という声も上がりました。私もそのとおりでというふうに捉えています。このときの県の答弁について、町としてはどのように捉えていますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。有識者の方も含めて、消費者団体の方も含めて、選定委員が選ばれております。その選定委員の選定過程、プロセスは、やはり県としては尊重しないとイケないんじゃないかなあというふうに思っております。住民の皆さんから南海トラフの津波の影響に関してはもっと早い段階で考慮したほうがいいんじゃないかという意見もありましたので、例えば県のほうで今です、最初の104に絞り込むところでその評価項目入れた場合にどうなるのかということ、仮の検討として県のほうで今、進めてもらっているというふうに思っておりますので、それは町からも依頼をしておりますので、そういう状況で今、県は検討を進めているというふうに思っております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

少し、町民の皆さんの不安の声が県に届いている、町長の要請も加わったことだというふうに思います。私自身は、その報告を聞いた段階で、この津波浸水を受けた直後に、施設の安全性を点検に

行くために、高知市から候補地までの、道路が冠水しないところというふうにして佐川町を選んだということ、この理由づけについては、本当に私はそのときは子供だましではないかと、本当、腹の底から怒りがわくような感じで捉えておりました。

12月の説明会を踏まえ、県が町長の要請を受けて、その後行われた2月の8カ所での説明会等について質問を進めてまいります。

加茂地区では、佐川加茂地区の皆様から頂戴した主な御意見に対するお答えとして、12ページの資料が加茂地区全戸に配布され、2月の加茂地区4カ所での話し合いの場でも配布をされております。

私は、横山を除きまして、遅れて参加いたしました長竹、竹ノ倉、加茂の里、黒岩、斗賀野、佐川、尾川に参加してまいりました。2月17日からの竹ノ倉から加茂の地区4カ所では、話し合いの場として開催をされ、加茂地区以外での4カ所では説明会として開催をされております。

当日の配付資料も違いましたけれども、2月広報への案内折り込みも異なりました。町として、2月の説明会のあり方や内容について、県と協議や何か要請したことがあるかどうかお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。候補地の下流にあたる長竹、横山、竹ノ倉につきましては、自治会単位で開催することを要請しました。また12月の説明会での住民の皆様への質問や疑問に対して真摯に答えていただきたいと。また対話を積み重ねて、住民の皆様の率直な御意見をしっかり聞いていただきたいと。理解を得る努力をしていただきたいと、そのように要請をしました。

また、加茂の地区以外の住民の皆様につきましては、この問題、この管理型最終処分場の事案につきまして、町全体で自分ごととして捉えていただきたい、それとあわせて、捉えて一緒になって考えていただきたいという思いがありましたから、加茂地区以外の4地区でも開催を県のほうに要請をしました。

また説明の内容につきましては、最初の選考過程から最終候補地の決定までのプロセスと搬入する廃棄物の種類、またこれまでの質問に対する回答について、より丁寧に説明を行っていただきたいというふうに県に要請をいたしました。以上です。

1番（橋元陽一君）

町のほうからの要請も受けて、2月8カ所での説明会が行われた経過が一定把握できたかと思えます。

この3月議会の開会日の町政報告の中で、町長が、長竹自治会から、12月以降3度におたって地元の声が書面で届られていることが紹介されております。この3度の書面というのは、いつ、誰宛てに出されたものか、一方的だったのか、それともその3度の書面に対して、誰かが対応されたのか、その経過を教えてくださいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。いつというのは、今、何月何日と、明確にちょっとお答えすることができませんので、それは追ってまた町民課長から回答をさせます。議会の後でもよろしいですかね。

あと、誰に対して、というのは、町長にという分と、あとはマスコミの皆さんにも、同じものをマスコミの皆様向けということで提出をされてたんではないかなあというふうに思っております。ただ、町長宛てということで、私がしっかりいただいております。以上です。

1番（橋元陽一君）

わかりました。また後で説明をお願いいたします。地元説明会でもそうした説明がありませんでしたので、今改めてお聞きしているところです。

県が加茂4地区とほかの4地区とで異なる手立てをしたことについて、多分その提出された書面への対応も含まれているかと思っておりますので、県のほうも当日配布された12ページの文章については、その分が含まれていると判断をしていいのか、ちょっと町長に聞いてもわからんことでしょうかね。済みません。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。長竹地区の皆さんからいただいた3つの書類に対する答えも、当然県として用意できるもの、間に合うものは用意してありました。

ただ、それがあから変えたということではなくてですね、加茂地区につきましては、12月の説明会において出された意見への回答もあります。一方的な説明にならないようにですね、対話をしながら理解を深めていただきたいとの県の思いからですね、話し合いの場として設定をされておるといふふうに町としては捉えております。

また、ほかの地区に関しましては、初めての説明会となりますので、12月の説明会と同じような内容の説明会になったのではないかなと思っております。

ただ、ほかの4地区におきましても、加茂地区の皆様からどういう声が上がったのか、かいつまんでの説明はされておられません。要点を押さえて県のほうから説明をしていたという、そういう状況になっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

町長の県への要請事項とそれから2月に行われた加茂地区4カ所と加茂地区以外の4カ所の説明会を、同席もいたしまして私自身もいろいろ質問をいたしましたけれども、中には加茂地区以外の説明会では、県の1時間程度の説明で、質問がもう出ないまま終わったところもあります。加茂4地区の話し合いの場と、他の4地区の説明会での内容や質問、参加者数など、大きく違いが出たということにも私は捉えています。

また、12月末の加茂地区を対象にした2回の説明会のときと比べましても、この2月行われた加茂地区以外の説明会では、非常に、住民の皆さんが先ほど言ったような捉え方に違いが出てきたというふうに私は捉えているんですけども、町としてはどんなふうな捉え方をされていますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。候補地に近接した住民の皆様は、生活に直結した不安があると思われ、より具体的な意見や質問、疑問が出たのではないかとというふうに捉えております。

一方、候補地から離れて、水系など異なる地域では、具体的な不安が少なく、そのため、質問内容に違いが出てきたのではないかなあというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そのように、説明会場によって大きな捉え方の違いが出てきたということも、今、話もいただきました。これまでのこの説明会を通じまして、施設そのものに対する安全性、下流域への廃棄物の流出事故、地下水の汚染、風評被害などさまざまな不安や疑問の声、質問が出されてきております。

そうした地元の声に対して、国の基準に基づいた設計設備でやるから安全だと。仮に流出事態が起きても、基準以内で埋め立てたも

のだから問題がないと、県が説明することに対しては、それほど安全だというのであれば、高知市内につくったらいいではないかと怒りを込めたような発言も出ました。

しかし、県は、ほかに何か不安や疑問があれば、どんなことでも聞かせてほしい、丁寧に説明をして理解を深めてまいりますということを繰り返すだけでありました。こうした県の説明のあり方そのものについては、町としてはどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。県の説明そのものは、丁寧に、住民の皆さんの質問、疑問の声に向き合っている行われていると、そのように考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

町長の捉え方と私の間には差があるということも今、わかりました。昨年2月以来、県内3カ所の候補地での説明会で出た質問や疑問、不安の声やアンケートをまとめたものが、昨年7月と10月に質疑応答集で配布をされております。3候補地には差がないことを調査項目を挙げて記載をしてあります。そうした資料を踏まえて上がってくる住民の不安や疑問に答えたものではないと、私は捉えております。

住民の皆さんが黙っていたら、何も言わなかったら、住民が納得したと捉えてしまうのではないかと危惧する状況でもあります。12月末の2回の説明会と2月の8カ所の説明会を比較しても、参加者などを含め、先ほども言いましたけれども、新しい産業廃棄物処理施設に対しての住民の皆さんの捉え方に大きな違いが出てくると捉えております。

竹ノ倉の話し合いの場では、住民の方から104カ所から27カ所、そして3カ所、そして加茂地区への選考過程において、調査検討項目について、マル印が多かったから最終候補地に決定したというけれども、なぜ加茂なのか、その根拠が見えない。評価をつけたマル印の中にも差があるはずだ。その差を数値化して加茂に決定したという根拠を示さないと納得できないという声が上がりました。

その声に対して、県は、最初、数値化は難しいと答えておりましたが、町長が数値化できる項目は数値化することを検討してはどうかと助言もされて、県は、検討すると答えました。この答えの

内容で、私の捉え方に間違いがないかどうか、町のほうはどのような捉え方をされてるか、お伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今、橋元議員がおっしゃられたそのままが私の回答になりますが、数値化できるものは数値化を検討してみてもいいかということをお伺いしたいと伺いました。以上です。

1 番（橋元陽一君）

選定委員会は、議論をして最終的に合意をしてマルの評価をしているという回答でありました。その選定委員会は、専門分野の異なる学識経験者、自然環境、地盤、経済、土砂災害、廃棄物のそれぞれの専門の大学の先生 5 人と、行政から高知市の副市長、中土佐の副町長、そして消費者代表として連合婦人会会長、環境の杜こうちの評議員、そして産廃業者協会の代表の方、経済団体から高知商工会議所の常議員の計 11 名で構成をされております。

この同じ専門分野の専門家がない選定委員会において、専門分野の違う人たちの間で、専門的な意見の違いを出し合って論争できるとは、私は思いません。どんな議論されたのか、議事録があれば読んでみたいとさえ、今、思い始めております。逆に、全員がマル印をつけることに合意をしたとの県の説明に対して、私は、選定委員会の選考過程にも疑問を持っております。この点につきましては、11 人の選定委員会の中で、項目を加茂地区に絞ってきたことについては、数値化できるものについては改めて検討するということですので、そのときを改めて待って対応していきたいというに考えています。

竹ノ倉では、有機栽培でトマトハウスを運営されている方が、流れ出しても基準値以下だから大丈夫ではなくて、水質の安全の根拠を示すべきだと指摘もされました。そして 2014 年 8 月 3 日の台風 12 号の襲来の際の朝からお昼ぐらいまでの間、ハウスが水没し、国道 33 号線から加茂駅方に向けた一体が冠水していく様子をパワーポイントで、映像で映して説明をされ、1976 年ごろから計画されているこの長竹地区の改修工事が進んでない状況も明らかにされております。

さらに、2016 年 9 月、2018 年 9 月の大雨でも冠水している状況も報告され、改めて加茂地区は、大雨による増水地域であることを説

明をされておりました。

こうした地域の上流に産業廃棄物最終処分場が建設されることへの不安、疑問の声だと私は捉えております。

このときの説明について、町としてはどのように捉えているかお答えをお願いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私自身としましては、管理型の最終処分場ができる、できないにかかわらず、昨今の大雨の状況でハウスがつかるといふ現状を知っていただきたいということで説明をされたものだというふうにとめております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

長竹川の河川改修は、40 年以上も前から地域の要望として上がってきている、そして放置されていることも指摘されてきた問題だと私も捉えている一面もあります。

竹ノ倉の話し合いの場で、この選定の検討項目のマル印について、11 人の選定委員の中で、異論を出す方がいなかったのかと私も質問をいたしました。このときの私の質問に対して、県はどのように回答したのか、町長、覚えていらっしゃるでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。覚えておりませんので、ぜひ、教えていただければというふうに思います。

1 番（橋元陽一君）

いろいろ意見は違ってても、最終的に合意をしてマル印をしてると。33 項目の検査項目があげられていたかと思うんですけども、33 項目について協議もし、討論もし、最終的に合意をしてマル印をつけたというふうにとえました。

そこで私は、選定委員の選定は、どんな基準でおこなったかと質問をいたしましたら、県のほうは、県とかかわりのある方を選びましたという回答をいただきました。

この回答で、改めて選定委員会のあり方に不信感をいだいたのであります。そこで、斗賀野の説明会の場では、11 人の選定委員会全員が合意をしてマル印をつけたというこの検討について質問をいたしてまいりました。

第 1 回選定委員会において、スタートの時点で選定エリアの条件を、産業廃棄物業者の利便性を踏まえて、高知市からおおむね 1 時

間以内の距離に限定したことに対して異論は出なかったのかと質問いたしました。選定条件に、業者の利便性を組み入れて、毎日の、そこで暮らす住民の生活、なりわいに不安を与えることのないエリアを選定することをなぜ、加えなかったのか。業者の利便性より住民の安全・安心を優先させる選定を行うべきだ、とそのような意見や考えを表明する委員の方はいなかったのか。いなかったとしたら、選定委員の選考に疑問を持たざるを得ない。1時間の距離に限定することについて、どんな立場の方の委員が提案をし、どんな審議が行われ、全員が合意されたのかと質問いたしました。

この質問については、県は、高知市からおおむね1時間の距離については、特に異論はなかったという回答でありました。そして、繰り返しますが、選定委員会合議制をとって意見のやりとりはあったけれども、全会一致でまとめてきているという回答もありました。

業者の利便性を住民の声よりも優先して選定してきた選定委員会や県の姿勢に対しまして、加茂地区住民の皆さん初め、説明を受けた町民の方々は、不安や疑問をさらに深めていたのではないかと私自身も捉えています。この業者の利便性から、高知市からおおむね1時間以内と限定したことについて、町として何か見解を持たれていることがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先ほどの質問のときに、正確に私、記憶しておりませんで、教えてください、とおっしゃいました、私の記憶も本当に不確かだなあというふうに反省をしておりますが、県の選定委員の皆さんの選び方は、県にかかわりのある人を選んだというふうに、私は説明を受けてないんじゃないかなあというふうに思っておりますので、その私の記憶を少しお伝えさせていただいた上でお話しをさせていただきますと、選考委員の皆さん、さまざまな分野の皆さんが集まるということで、消費者の視点での意見も出るだろうし、専門家の意見も出るだろうしということで、11名さまざまな分野の方を選ばれたということは、それは1つの選定方法としては、あるのではないかなと。

町も、いろいろ検討委員会を、委員さんお願いするときにですね、できるだけいろんな分野の御意見をいただきたいと考えるときは、そのように選定をすることがあります。

その、県のほうで選んだ 11 名の県民である選考委員の皆さん、がおおむね 1 時間以内という選定条件を出したということに関してですね、私がどうこうと異論を挟むようなものではないかなあと。その選考委員の皆さん、選ばれた選定委員の皆さんが、決めたその内容につきましては尊重したいというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

県の回答については、もう 1 回確かめてもいただきたいというふうにも思います。

2 月 19 日の加茂の里の話し合いの場でも、質問や疑問の声が上がりました。風評被害、加茂の農作物への影響などの質問も出て、町長が、町内の学校給食の食材は、はちきんを通じて仕入れているけれども、なお給食に利用される食材については責任を持つと答えられる場面もありました。

また日高など下流地域の町村へ説明していくのか、昨年 9 月の説明会で、今後のスケジュールについて質問したけれども、白紙だという答えがあった。ところが、12 月に入り、突然に最終有力候補、そして最終候補地として決定した通知をしてきたと。突然に通知してくるのではなく、早くから今後のスケジュールを明確にするべきだ、明確にしてほしい、そういう旨の意見も加茂の里では出ておりました。

こうした地元からの声については、町としてはどんな意見を考え持っていらっしゃるか、お伺いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。住民の皆様にご丁寧に説明していくためにも、できるだけ早くスケジュールについて明確にさせていただけるとありがたいというふうには思っておりますが、ただ、今は、スケジュールありきでこの説明を進めていくべきではないというふうに考えております。住民の皆様の理解を深めていただく、納得をしていただくと。理解を深めるということがとても大切だと思っております。スケジュールありきの進め方ではなく、丁寧に進めていただきたいとそのように考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

大事なところだと思います。しかし、今後のスケジュールにつきましては、2024 年が日高エコサイクルセンターが満杯になると、リ

ミットであると。それを逆算をして設計、建設にかかれば、3年ほどの時間を要するという説明は、県のほうからあっております。

それ以上のことについては、住民にも明らかにしません。だから、今、町長の答えでスケジュールありきではだめだと思ふんですけども、今後、およその、どういうスパンで、この計画を進めていくのか、どうか。おおよそのスパンについては明らかにすべきじゃないかと思ふんですけども、そのことを含めて県のほうには改めて要請していくことを検討されないかどうか、ちょっとお伺いしたいと思ひます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。改めての同じ答弁になりますが、やはり、スケジュールありきで県のほうには進めてほしくないという思いがあります。その中で、丁寧に説明をしていただくなかで、県としてスケジュールをもうそろそろ明らかにできるタイミングになったのではないかと、県として、県のまとめ、県の考え方がまとまってきたというふうに、県のほうで思われた段階では明確に、スケジュールをしっかりとさせていただきたい、明確にさせていただきたいということはお話しをしたいと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

スケジュールのことについては、ぜひ、そういう意見を上げていただきたいというふうに思ひます。最終候補地の通知を受けたことで、下流地域の町村への説明についても意見が出ております。

例えば、この直近の日高との間で、この問題について町として協議、検討する計画はあるのかないか、お伺いしたいと思ひます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。特に計画はございません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

それでは、最初のほうの確認に戻ることにもなりますけれども、12月末の2カ所の説明会では、施設に対して、理解することとその施設を地元を受け入れることとは別問題であり、受け入れるかどうかの合意を住民にどのような方法で求めていくのか、私もこのときに2会場で同じ質問を繰り返しました。

しかし、県の回答は、この7月、10月に配布された質疑応答集にありますけれども、受け入れるかどうかの合意を住民にどのような方法でしていくかという疑問に対しては、丁寧な、疑問があれば出し

てください、丁寧な説明をしていきます。理解を深めていきますということをお答えるだけで、合意を得る手立てについては明確な答えはありません。7月に配布されたものを繰り返すだけであります。

この、住民の賛成、反対の意思表示を、どのような方法で判断されるのか、この時点で県から何か、町のほうに提示されていることがあるかないか、お伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。県からは、住民の合意について、その状況を図ることは難しいと考えますが、2月中旬から、県が住民の皆様の不安の声に対して、具体的な対策案を示すなどして、その解消に努めているところであり、そのことについて一定の御理解をいただいたのではないかと判断できるような状況になること、つまり、不安の声が小さくなってきたかどうか、また地域の振興についての御意見や御要望など、施設整備の受け入れ後に関する声が多くなってきたかどうか、といったことが、住民の皆様の御理解が得られたかどうかの判断の1つの目安になるのではないかと考えて示されております。

先ほど、坂本議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、全ての方が賛成をするという状況は町としても難しいかもしれません。できましたら、全ての皆さんが納得をしてですね、御理解いただいた形がよろしいのかというふうに思いますが、町としましては、県が示された考えについて、同じような考えで、今は捉えております。持っております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そしたら今の段階では、県の、住民合意をする判断については、県と、町としては大体同じ視点であるというふうに捉えていいということでもありますね。

そしたら、そういう、こう、納得するわけじゃありませんが、そういう状況を確認して、次の質問に入ります。

佐川町は、国土強靱化地域計画の策定に向けて2017年9月に22名の検討委員を選出をし、策定検討委員会を組織をして2018年3月に県内では、高知県、高知市に続いて3番目に国土強靱化地域計画佐川版を独自に策定をいたしました。

このときの議論で、佐川町民の安全を最大限優先をし、あらゆるリスクを想定して、自然災害などへの対策を計画的に取り組んでい

くことが組み込まれております。

昨年、県から3候補地の1つに選定された2月から1年以上がたちました。この新しい産業廃棄物最終処分場のリスクについて、県の説明や提示された資料を基に、庁議の中でどのように議論されて来てるか、町として、この時点でどのような見解をまとめられているかお伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。庁議の場につきましては、町として県のほうに、いろいろ考えられるリスクについて質問をした内容について、あわせて説明をする中で、庁議のメンバーの中からですね、特にリスクと考える点があるという議論には至っておりません。庁議として、佐川町としては、県に質問した上で、町としてはリスクはないのではないかというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

私は、きょうはまだ、今回の議会では、施設そのものについての質問はまだ触れるところにまで至っておりません。今、庁議の中で、リスクはないというふうに現時点では判断してるということですが、世界一幸せなまちづくりに町民の声、願いを受けとめるために、尽力されてきている堀見町政として、これほどまでに町民の捉え方に差が生まれたことに対して、住民の意思に問いかけていく手立てをぜひ、検討していただきたいというふうに考えます。

県が委嘱をした選定委員会が出した結論に対して、そのまま受けとめていくということではなくて、町独自で検討委員会を立ち上げて検討する機会をつくることを、ぜひ、検討していただきたいと思うんですけども、そのことについて、町長の見解を求めたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。現時点では、そのような計画、予定はございません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

産業廃棄物最終処分場の新たな建設に向けまして、県外ですけども、事業主が民間ということで提案の形態は異なることもあるかと思いますがけれども、岐阜県御嵩町では、建設に向けて県と業者と町の代表が3者協議会を持って、反対の声が広がる状況を踏まえながら、住民の声を尊重するというところで住民投票を行い、投票の結果

を尊重するという合意が、この3者協議会で行われて、町民に提案をされています。

そして、投票結果で反対数が多かったので中止をされています。中止後は、建設予定地は取得した建設業者が県に寄贈されているとのこと。建設する側の利便性を優先するのではなくて、住民の意思を尊重する手立てがとられたことに、学ぶことがたくさんあるのではないのでしょうか。

町長は、地元説明会の場で、最後には町長として政治的な判断をすると表明もされておりますが、その前に、住民の意思、民意を大切にする姿勢が求められていると、私は思います。

町内での十分な説明会や意見を受けとめていく機会を持った上で、住民の意思を問いかけて確認をする方法として、住民投票を行う考えがあるかないか、お伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今でも、住民の皆様の声をしっかりと受けとめさせていただきたいということで、たび重なる説明会の開催を県に要請をしております。

説明会以外でも、私のところに直接届いてくる声もあります。十分、住民の皆さんの声を受けとめるという努力を重ねる必要があるというふうに考えておりますので、その姿勢は、今後も崩さずに続けていきたいと考えております。

ただ、住民投票につきましては、実施する考えはございません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

12月、2月の地元の説明会に参加をいたしまして、特に加茂地区住民の皆さんが、新たな産業廃棄物処分場を104カ所から1カ所に選定した根拠が見えない。半永久的に敷設をする施設そのものへの安全性への不安、疑問の声が上がっております。このように、50年、100年後、この下流域で毎日の生活を行われることへの不安、疑問の声に答えていく行政の責任が問われていると私は思っています。これまで施設の安全性の疑問、埋め立てた廃棄物が地下水、長竹川、日下川に流出することへの不安、手続きや選考過程についての質問が中心でありました。

加茂地区長竹公民館で、2月26日、そして3月2日の2日間、10時から4時まで、個別の相談会も開かれております。日高エコサイ

クルセンターの視察見学は、全町的に案内されておりますが、この相談会は加茂地区だけの案内のようでもありました。2日間で10人ほどの地域の方々が参加されているとお伺いをいたしました。私も、3月2日の午後、長竹の公民館に行きまして、いくつかの質問もしてまいりました。

2月19日付の高知新聞で高知市の産業処理業務について、包括外部監査員が4人の弁護士によって行われまして、その報告書が提出された記事が掲載をされております。

1,483件の報告書の中に、年度記載や事業者の名前がないなど問題あり、とする報告書が749件で半数に及んでいて、過去の報告書の使い回しが疑われるとの指摘もされている内容であります。概要は私も手に入れました。

この件を県のほうにこの場で伝えますと、これは高知市の問題で、県はきちんと委託して管理していると答弁をされます。しかしその根拠を裏付けるものはありません。埋め立てが開始して5年目の日高エコサイクルセンターでは、2016年に2度にわたって燃焼事件も起こっております。その燃焼事件のものは、2年前に生まれた鉦滓が発火の原因になっていると説明も受けております。

施設に使用する建材の安全性については、これから検討していくということでありました。施設の建設に使用される建材の安全性、耐久性、候補地の地盤の耐震などについて、まだまだ多くの疑問点が残されているかと思えます。限られた時間の中では、十分に審議もすることもできません。県は、地域の不安、疑問の声がなくなるまで説明を続けていくと繰り返しておりますけれども、期限は決めていないということも言われます。

しかし、日高エコサイクルセンターが満杯になる時期を想定して、設計、建設の時期は回答をされておりますので、先ほども町長の答えもありました。どこかの時点で、住民の合意を得たと判断する場面が出てくるのだと捉えております。

県の施設として、建設を決定することにつきまして、議会に報告はするが、議会の議決は必要ではない、議会の議決も求めないという県の説明も受けております。住民合意を得たと判断していくスケジュールも明確にされないまま、その場面をそのまま待つわけにはまいりません。

町として、県が加茂地区を最終処分場の候補地として決定したこ

とについて、町民の皆さんが理解し、合意するかどうかの意思表示ができる機会をつくることを強く要望していきたいと思います。そして同時に、議会としても、独自に学習会を計画したり、町民の皆さんの声を受けとめる機会をつくることを求めて、この質問を終わりますけども、何か町長に考えがあれば、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。やはり、住民の皆様の中には、今、住んでる場所、住んでる家のすぐ近くにできるということに対して不安を持たれる。それ、もう本当に、住民の皆さんの気持ちを考えると、その気持ちをしっかり受けとめなければいけないなど。不安に思われるのもごく当たり前の思いではないかなあというふうに思います。

ただ、日高、日高村の皆さん、日高村に聞きますと、今、日高村エコサイクルセンターができてから、しっかりと運営をされている中で、住民の皆さんから反対とか不安の声は起きてないと。私が聞いている限りでは、そういう話を聞いております。

仁淀川にすぐ面した場所に、エコサイクルセンターはあります。その中でも、仁淀川の下流域のいの町ですとか、土佐市から心配の声が上がっているという話は聞いておりません。実際に、日高村では、1つ目のエコサイクルセンターをつくるということに、いろいろ議論はあったようですけども、実際に現時点では、安心をして施設の運営を見てるとい声のほうが多いのではないかなあというふうに思っております。

ただ、2つ目の施設として新しくできるということに関してはですね、坂本議員からも硫化水素のお話がありました。しっかりと、気になる点につきましては、県に対して意見を出して、安心をして運営をしていただくように。県が県内どこかに2つ目をつくらなければいけないという判断をしているのであれば、安心して安全な運営をするというのが県の責任でなされる、と私は思っております。そのためにも、県としてはより安全で、安心していただける、県民の皆さんに安心していただける施設をしっかりとつくって、運営をしていただくという責任があると思いますので、そこの部分に関しては、町としてしっかりと要請をしていきたいと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ありがとうございます。引き続き私も、施設そのものの安全性についてもまた質問もしてまいりたいと思います。

次の質問に入ります。

新図書館建設の進捗動向について、質問をしてみたいと思います。

2018年3月議会の町政報告で、町長のほうから建設に向けて1年延期をして基本構想もつくっていくという答弁、そして2018年9月議会での教育長の答弁を踏まえながら質問をしていきたいと思っています。

この1年間で、新図書館整備検討委員会が立ち上げられて、基本構想策定に向けて活動を続けてこられておられると思うんですけども、現時点でどのような検討を進めてこられたのか、お伺いをしたいと思います。

教育長（川井正一君）

この1年間の新図書館整備に向けた取り組みについて答弁をさせていただきます。

本年度、新図書館整備方針策定委員会を立ち上げて、3年間かけて基本計画を策定する予定でございます。

1年目の本年度は、策定委員会を開催するとともに、委員の皆様には図書館の先進地視察研修を通じて図書館建設に至る取り組み内容や図書館施設の特徴、図書館サービスの内容などについて見識を深めていただき、来年度以降、具体的に検討する際の参考にさせていただくこととしております。

委員会は、これまで2回開催し、佐川町立図書館の現状、図書館の設置及び運営上の望ましい基準についての協議や先進地視察研修の振り返りを行うとともに、この3月下旬には第3回目の委員会を開催し、本年度のまとめと来年度のスケジュールについて協議することとしております。

先進地視察につきましては、7月にゆすはら雲の上の図書館と、津野町立図書館かわうそ館、10月にオーテピア高知図書館と、日高村ほしのおか図書館、そしてこの2月には、市民参加による図書館整備と、これからの図書館サービスのモデルを示したことが評価をされ、平成29年度のライブラリー・オブ・ザ・イヤーで大賞を受賞された岡山県の瀬戸内市民図書館の視察研修を実施いたしました。

これが、この1年間の取り組み内容でございます。

1 番（橋元陽一君）

そうした先進地の視察のほかに、専門家の意見も聞くということでありましたけども、この間、専門家の方の意見を聞かれたかどうか、また専門家の方からどんな意見が出てきたのか、あったら、お伺いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、専門家としまして、本年度、新図書館建設に向けた取り組みを進めるに当たりまして、総務省の地域情報化アドバイザー事業を活用し、住民参加で整備された、これは私どもが視察しました瀬戸内市民図書館のアドバイザーも務められました岡本眞氏をアドバイザーに迎えておりまして、この岡本氏には2月の策定委員会にも出席をしていただきまして、図書館整備に至る取り組みの事例、そういったものを踏まえて議員の皆様にも、基本構想をやる取り組みの過程でありますとか、基本計画を立てる手段等々、こういったことで進める必要がありますといった内容について、御助言をいただいております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

そういう専門家の方の意見も踏まえながら、2019年度の計画は、まだということですけども、現段階で、来年度の計画について、何か特徴的な取り組みがあれば、お伺いしたいと思いますけど。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。来年度は、引き続き策定委員会の開催と、住民向けの講演会やワークショップの開催を予定しておりますが、具体的なスケジュール内容については、来年度の早い時期に決定したいと考えております。

講演会につきましては、図書館の専門家に、目指すべき図書館道などについて話をしていただき、図書館に対する住民の理解と関心を高めていきたいと考えております。

またワークショップにつきましては3回程度の開催を予定しておりまして、子供から高齢者まで、幅広い世代の参加を得て、そのワークショップには、策定委員会の委員にも参加していただきたい、とも考えております。

来年度の概要は以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

県外も含めて、県内の先進地の視察も終わられて、検討されてま

とめられているという段階でございますけども、視察先で、住民に寄り添った施設としての図書館のあり方とか、それから情報センターとしての役割を果たしていることとか、委員の中から、こういうところがよかったねというようなことが提起をされて、2019年度の計画に取り入れるような案件が出てきたか出てこなかったか、出てきていたら、どんな案件だったかいくつか紹介していただければと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。これまで、先ほど答弁しましたように、構原町の図書館から始まりまして、計5カ所の図書館の視察研修をさせていただいております。その全体の取りまとめを3月下旬の策定委員会で行うこととしております。その場に、これまでそれぞれの図書館視察で得た情報を出して、またそれぞれの特徴、そういったものもペーパーとして出して、また委員の皆さんで共有していただいて、それを、来年度以降の具体的な検討の際に活用していただければと、そのように考えております。以上でございます。

1番（橋元陽一君）

じゃあそのまとめを待っていきたいと思います。さらには2018年9月議会での教育長の答弁で、青山文庫との合築問題については、教育委員会として今年度中に検討委員会で一定の方向を示して、来年度から具体的な中身に入っていくという答弁をいただいております。この合築問題についてはどのような方向が確認されているか、お伺いをしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。新図書館の建設場所と、単独施設にするのか、あるいは複合施設にするのかを、私どもとしましては本年中に決定したいと。そしてそれを策定委員会の場にお示ししたいというふうに考えておりましたが、現時点では決定するには至っておりません。このことにつきましては、総合的見地から町長が判断されるところと考えておまして、来年のできるだけ早い時期に町の方針を、まずは町議会の方に御報告させていただければと、そのように考えております。以上でございます。

1番（橋元陽一君）

この間、この合築問題については場所の問題も含めて、なかなか大きな課題になっているということだと思います。今の説明では、

合築問題が場所と合わせて、町長が総合的な見地から判断をすると、その前の段階で議会のほうにも一定の案が提案されるという踏まえ方でいいんですね。

教育長（川井正一君）

町としての方針を町長が判断された。その方針を議会のほうにまず報告をさせていただいて、それから策定委員会等々へおろしていきたいと。基本的にはそういう流れで進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

時間的な系列を、来年度できるだけ早い段階でそういう方向付けをしていきたいということですので、その段階でまた対応もさせていただきたいというふうに思います。

町長も、町政報告の中で、つくるのであれば、町民からありがたいという声が広がるような図書館をつくっていきたいということも、議会の場でも答弁もされているかと思えます。

これからその新図書館の基本構想が策定もされ、建設されていくことになると思うんですけども、利用しやすい、そして町民の求める図書や社会科学、人文科学、自然科学などの情報を得ることができ、大人も子供もより豊かな人生を送る一翼を担える図書館であってほしいと、そうした図書館であってほしいと。

そうした充実した図書館を目指して、本当にこう繰り返しますけども、新しい図書館が佐川にできてよかったと声が広がるような充実した図書館を建設に向けてですね、町民参加で建設を進めてほしいということを要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、4つ目の質問に入ります。新木造住宅耐震化計画について、であります。

昨年3月の議会で、木造耐震化支援事業の進捗状況について質問をし、その答弁を踏まえながら、その当時答弁がありました、2018年度かけて新しい計画を策定するという答弁でありました。この新計画の現状について、まとめられている段階に入っていると思うんですけども、新しい計画で対象となる住宅総数、耐震あり、なしと判断されていく戸数が前回の計画と比べてどのような変化があったかどうか、お答えをいただきたいと思えます。

産業建設課長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。佐川町の耐震改修促進計画、この2期計画についての御質問でございます。まず、現在、作業の途中ではございますけども、関連する数値もございますので一緒に説明をさせていただきます。

平成37年末の2期計画の目標については、高知県が平成29年12月に策定をしております2期計画の率、目標値93%とする予定でございます。

続いて、今現状の耐震化の率につきましてですが、県が使っているような住宅・土地統計調査というような調査の公表がございませんので、佐川町におきましては独自に抽出調査を行いました。その結果、平成31年1月現在の耐震化の率は60.0%とすることとしております。1期計画、平成20年1月現在の耐震化率が51%としておりましたので、9%、今現状上がっているということでございます。

次にですね、平成31年1月1日現在、今の住宅総数についてはですね、6,581戸と数字を出しております。そこから空き家等を除きまして、先ほど出した60.0%耐震性ありという住宅の推計が3,356戸となります。

次に、将来的には今の現状の住宅総数は減少していくという予定ですので、解体等によって減っていく数値を考慮して、目標年度である平成37年度の住宅総数の推計を4,962戸としておきまして、この時点での目標値、耐震化率93%としますと、その時点で耐震性ありの住宅の目標値は4,615戸ということになります。4,615が目標値ですので、今現在の住宅総数3,356を引きますと1,259件、これが目標値になります。

今、作業をしております2期計画についての数値の概要でございます。以上でございます。

1番（橋元陽一君）

今、2期の計画についての目標数値、実数と現状を踏まえた上での目標数値が示されたところであります。2008年に立てた目標をこの10年間で90%の目標を掲げたと思うんですけども、それで60%にとどまっていると。この達成できなかった主な要因というのは何か、特に住宅について説明いただければと思います。

産業建設課長（田村正和君）

お答えをします。1期計画の目標値を達成できなかった要因とし

ましては、まず第1に、所有者の方の費用の負担が大きかったと考えております。そのほかに、耐震化の効果自体に疑問であるとかです。ね、工事中には耐震をする箇所が片づけであるとかいうのが必要になります。それから、申し込みの手間が必要であるとか、所有者の方の意識の問題も考えられますけども、今後は県が行った防災意識調査でもこういう結果があらわれておりますので、こういう課題に対しても啓発も取り組んでいきたいと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そうしたこの10年間の達成できなかった課題を踏まえながら、新しい計画での目標について、総括を踏まえてどのような計画を立てられたのか、重点的なことで構えますけれども、住宅、それから多数の者が利用する建築物、大分耐震化が進んでいるものもあると思うんですけど、公共物の建築物の目標と大きく3つに分けて、ちょっと簡単に目標を御説明いただければと思いますけど。

産業建設課長（田村正和君）

お答えをします。まず2期計画の目標ですけども、多数の者が利用する建築物につきましては、目標を97%としております。公共的な建築物の目標としましては100%としております。それから住宅に対しては、先ほど説明をしたとおり93%として目標を立てる予定でございます。

これから、目標達成に向けて事業を進めていくわけですけども、木造の住宅、特に目標が93%、現状60%です。先ほど御説明をした耐震化が必要な件数を目標までの期間で割ると180件程度の工事が必要になってくる、もしくは建てかえをするということが必要になります。

目標達成には、先ほど言うたように、個人負担の軽減ということが一番有効であると考えております。今、町内で耐震改修工事をしておりますけども、実績をちょっと紹介をさせてもらおうと、平成30年度の工事のうちに33件の実績が今ございまして、平均的には、耐震改修工事費は130万円でございます。うち個人の負担額が37万円となっております。住宅の大きさや補強の箇所にもよって大分違うんですけども、決してこれが、負担額が小さいものではないと考えております。

そのために、県においては低コスト工法というのもございまして、新しい工法を推進しております。この工法を用いることで、既存の

壁とか床、天井を崩さずに補強ができると。これらの復旧工事が不要となりまして、結果として工事費や工期の縮減につながるということが実績でありますので、こういった工事ができる業者さんをですね、今、少ない数ですので、こういう業者さんが増えるような普及を、今後県とともにですね拡大をすると、目標を達成できるような取り組みをしたいと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

もう 1 回伺います。新しい計画で 93%住宅目標を上げていくと。現状段階は当節なんか 60%だと。実戸数というか、にしたら、1,529 件でいいんですかね。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。実戸数ということですが、先ほど言うたように、平成 31 年 1 月 1 日現在、住宅総数が 6,581 戸。現状はですね、その 6,581 戸から空き家が一定入っておりますので、それを除きまして推計をしたものが 3,356 戸、これが耐震性があるという戸数でございます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そしたら、済みません、約 3,200 戸ぐらいが耐震化がまだできてないよという捉え方、を踏まえて新しい計画の進捗状況を捉えていけばいいというふうに捉えたらいいんですかね。

産業建設課長（田村正和君）

この目標の戸数はですね、7 年間で 1,260 戸を目標にしています。7 年間の目標の戸数がですね。これは、現状の住宅総数で耐震性があるものを推計をして、その後、計画年次、今から減るだろう住宅の戸数を考慮して、その差し引きと言いますか、そういう計算をして推計値として 7 年間で達成をせないかん目標値が 1,260 戸ということでございます。

1 番（橋元陽一君）

ちょっと専門的で難しくなってきましたけど、大体、実数が大体想定をしたら、先ほど説明がありましたように新しい工法等でさらに耐震化工事を進めていきやすい環境、事業者の育成も含めて進めていくという回答でありました。

それにしても、年間、さっき平成 30 年度の 33 件の報告もありましたけども、間に合わないのではないかとということ懸念をするわけであります。そこで、できるだけ住民の皆様の命を、暮らしを守る

という観点からもですね、佐川町が昨年策定をいたしました国土強靱化地域計画、これを、最大限運用してですね予算の確保も別ルートからも考えることをしていかなければ、住民の安心安全を守ることができないのではないかとというふうにも考えます。

町として重点化をしているリスクシナリオの中に、住宅密集地での火災・倒壊などが想定もされているかと思います。その防災・減災対策に位置づけた耐震化事業として、これまでこの事業で位置づけられている木造耐震化事業をドッキングさせて、予算を別枠からとるようなことも、ぜひ検討していただけないかということをご提案をしておきたいんですけども、済みません、ざっくりとした質問ですけども、説明をお願いしたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

お答えをします。国土強靱化の地域計画があるということで、別メニューでというような御質問をいただきました。この国土強靱化計画につきましては、平成30年の3月に策定をしまして、その中で確かに、大規模災害等発生時の人命の保護を重点目標としておりまして、木造住宅の耐震化事業が項目として上げられております。

この計画に基づいて実施される取り組みに対する国の支援については、内閣府国土強靱化推進室の資料によりますと、交付金、補助金の交付の判断に当たって、一定程度の配慮を行うと示されております。具体的な配分額については未定でございますけども、しかし、国土交通省の既存の補助メニューである防災・安全交付金において、一定程度の配慮がなされていると考えられますので、引き続き社会資本整備総合交付金の中で、国それから県に対してさらに要望をしてみたいと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひ、そういうことも検討を進めていただきたいというふうに思っています。

それで、先ほども説明もありましたけども、これまでの事業費を見ると、耐震化とリフォームを合わせた事業が大半を占めてきているかと思えます。ここ数年だと思えるんですが。両方の補助を受けることで、事業主の負担も随分と少ない、事業の規模によっても違うと思うんですけども、多くの方が予想よりも少ない持ち出しでリフォームあるいは耐震ができていないかというふうに思っています。

しかし、そのことが町内全体の住民の皆さんへの啓発につながっていないのではないのかなど。今、課長の答弁の中にあつたように、最大の要因が自己負担が大きいと捉えておいでる町民の皆さんが多いのではないかと。そうしたことを払拭するためにも、これまで補助を受けて耐震化をされてきた方々の声をもう少し町民の皆さんに、具体的に予算の枠なんかも含めてですね、見て聞いてわかるような情報として発信することを、ぜひ検討していただいて、啓発を広げていただきたいと思いますけれども、課長の見解を求めたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。今後、橋元議員からも提案いただきました啓発活動につきましては、やはりこの説明をさせていただきました自己負担額の軽減と御理解が必要と考えられますので、個人負担額の過去のデータを詳細に分析しまして、低コスト工法とあわせた負担軽減策の提案を検討してまいります。

また、過去に補助事業を受けられた方のかかった金額、それから意見、感想等を、御本人の同意も得てですね、取りまとめをしまして情報発信に活用していただけるように検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

この 30 年間の間に起きる南海巨大地震の発生率も大きく高まってきております。一刻を争う段階に入ってきているのではないかなというふうに思います。なかなか実感しにくい状況でありますけれども、町のほうも毎月、防災の日を設けて啓発もされてきておりますけれども、耐震化に向けて、さまざまな啓発活動もさらに進めていただいて、町民の皆さんの命、暮らしを守る町政を進めていただきたい、そういうことをお願いをいたしまして、全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

副議長（松浦隆起君）

以上で、1 番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。
次の会議を、5日の午前9時とします。
本日は、これで延会します。

延会 午後4時16分